

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>千葉南部地域森林計画書</p> <p>計画期間</p> <p>自 令和7年4月1日</p> <p>至 令和17年3月31日</p> <p><u>(令和6年度樹立)</u></p> <p>千葉県</p> <p>森林計画区の位置図【略】</p> <p>目次【略】</p> <p><b>I 計画に<u>当た</u>って</b></p> <p><b>第1 計画の趣旨</b></p> <p>森林は、木材等の林産物の生産、水源の涵(かん)養、山地災害の防止及び森林レクリエーション等の多面的機能の発揮を通じて、県民生活の維持発展に大きく寄与しています。特に再生産可能な資源として、森林の果たす役割には非常に大きなものがあります。</p> <p>しかし、無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となる一方、森林の再生には長期の年月を要します。一<u>たび</u>このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではありません。そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進することが必要であることから、森林法において森林計画制度を定めています。</p> <p>本計画は、全国森林計画に即し、さらに「千葉県総合計画」<u>(令和4年3月)</u>と、これを実現するための具体的な取組を示した「千葉県農林水産業振興計画」<u>(令和4年3月)</u>を踏まえ策定しています(図-1)。</p>	<p>千葉南部地域森林変更計画書</p> <p>計画期間</p> <p>自 令和2年4月1日</p> <p>至 令和12年3月31日</p> <p><u>(令和3年12月28日変更)</u></p> <p>千葉県</p> <p>森林計画区の位置図【略】</p> <p>目次【略】</p> <p><b>I 計画にあ<u>た</u>って</b></p> <p><b>第1 計画の趣旨</b></p> <p>森林は、木材等の林産物の生産、水源の涵(かん)養、山地災害の防止及び森林レクリエーション等の多面的機能の発揮を通じて、県民生活の維持発展に大きく寄与しています。特に再生産可能な資源として、森林の果たす役割には非常に大きなものがあります。</p> <p>しかし、無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となる一方、森林の再生には長期の年月を要します。一<u>旦</u>このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではありません。そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進することが必要であることから、森林法において森林計画制度を定めています。</p> <p>本計画は、全国森林計画に即し、さらに千葉県総合計画「<u>次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン</u>」(平成29年10月)とこれを実現するための具体的な取組を示した「千葉県農林水産業振興計画」(平成29年12月)を踏まえ策定しています(図-1)。</p>

資料1-4

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>図-1 地域森林計画の位置付け</p> <p>本県では、森林面積の減少や必要な手入れが行われていない森林の増加、病虫害による森林の質の低下が進むとともに、土砂採取等の開発や竹林の拡大に伴う環境や景観の悪化も懸念されてい<u>ま</u>す。</p> <p><u>また、令和元年房総半島台風等により、県内各地で強風による風倒木被害や記録的な豪雨による山地災害が発生したことから、「災害に強い森林づくり」に向けた森林の適正な管理と防災機能の強化が求められています。</u></p> <p><u>さらに、近年においては、SDGsに代表される持続可能な社会の実現に向けた取組において、森林の持つ生物多様性を保全する機能や、地球温暖化防止に資する二酸化炭素を吸収・固定する機能などへの関心が高まっています。</u></p> <p><u>加えて、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県民のライフスタイルの変化が進むなか、温暖な気候や豊かな自然に恵まれ、首都圏住民の身近な観光・リゾート地として親しまれている本計画区にあっては、森林の持つ保健・文化機能や、アウトドアレジャーなどの森林の空間利用に対する需要も高まっています。</u></p> <p>このような状況の中、本県では、森林をそれぞれの地域にあった「ちばの森林」として次代に引き継いでいくことを目指し、「ちばの森林づくり」の取組を展開していき<u>ま</u>す。</p>	<p>図-1 地域森林計画の位置づけ</p> <p><u>さらに</u>本県では、森林面積の減少や必要な手入れが行われていない森林の増加、病虫害による森林の質の低下や<u>荒廃</u>が進むとともに、土砂採取等の開発や竹林の拡大に伴う環境や景観の悪化も懸念されて<u>おり</u>ます。</p> <p><b>[ 新規 ]</b></p> <p>このような森林をそれぞれの地域にあった「ちばの森林」として次代に引き継いでいくことを目指し、「ちばの森林づくり」の取組を展開しています。</p>

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p><b>【削除】</b></p> <p>本計画では、関係計画との整合性と前計画の実行結果を考慮し、今後の民有林の森林整備目標、林道等の整備、伐採方法・造林樹種等の指針、保安施設等に関する計画を定めるものとします。また、森林資源の内容や区域のデータ等を整備し、施策推進の基本的な指針とするほか、これを林業経営や森林整備の資料、市町村森林整備計画の指針、森林法適用の基準として広く活用していくこととします。</p> <p><b>第2 本県の森林の現状と課題</b></p> <p>本県の森林は、総面積51.6万haの約3分の1の<u>14.5</u>万haを占めており、その内訳は人工林<u>30%</u>、天然林<u>50%</u>、その他<u>20%</u>となっています。</p> <p>気候は、冬は暖かく夏は涼しい海洋性の温暖な気候ですが、南房総の温暖な気候から北部関東平野中央部の内陸的な気候まであり、森林植生に与える影響も大きく異なっています。</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、本県にも、津波や液状化により死者20名、建物被害（全壊）798棟などの大きな被害をもたらしました。本計画区の海岸地域では、飛砂や潮風害の軽減に重要な役割を果たしている海岸保安林において、松くい虫による被害で疎林化が進行していますが、津波に対する減災効果等、海岸保安林の役割が改めて見直されています。</p> <p>また、地震による東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質の影響は、露地・施設栽培の原木しいたけや<u>たけのこ</u>が出荷制限の対象となるなど、本県にも及んだことから、今なお放射性物質の検査等の対応が必要となっています。</p> <p>更に、令和元年<u>房総半島台風</u>等による災害では、山腹崩壊等に加えて、かつてない強風により県内各地で倒木の被害が発生し、<u>大規模停電と交通遮断の要因となった</u>ことから、重要なインフラ等周辺における<u>林縁管理</u>など、森林管理の<u>あり方</u>が課題となっています。</p> <p>本県の森林では、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化等により、間伐等の<u>施策</u>が行われなくなった人工林や、竹林が放置された結果、周辺に拡大してしまった場所など、<u>手入れ不足</u>の森林が<u>増加</u>しています。</p> <p><u>また</u>、良質材生産を目的に一時期積極的に造成されたサンプスギ林においては、<u>スギ</u>非赤枯性溝腐病の蔓延により、罹病木の幹折れなどが生じやすくなっています。</p> <p><u>一方</u>、天然林では、利用されなくなったマテバシイ等が大径木となり、<u>林床植生が衰退していることから、急傾斜地</u></p>	<p><u>また、温暖な気候や豊かな自然に恵まれ、地域資源を生かした個性的な農林水産業が展開され、首都圏住民の身近な観光・リゾート地として親しまれている本計画区にあつては、豊かな森林が発揮する、より快適な生活環境を保全・形成する機能、保健・文化・教育活動等に寄与する機能に対する要請が高くなっており、</u></p> <p><u>さらに近年においては、生物の多様性や景観を保全する機能、地球温暖化防止に資する二酸化炭素を吸収・固定する機能の発揮に加えて、海岸保安林については、東日本大震災の津波に対する減災効果が認められたことから防災機能の強化への期待も高まっています。</u></p> <p><u>以上のような視点にたち</u>本計画では、関係計画との整合性と前計画の実行結果を考慮し、今後の民有林の森林整備目標、林道等の整備、伐採方法・造林樹種等の指針、保安施設等に関する計画を定めるものとします。また、森林資源の内容や区域のデータ等を整備し、施策推進の基本的な指針とするほか、これを林業経営や森林整備の資料、市町村森林整備計画の指針、森林法適用の基準として広く活用していくこととします。</p> <p><b>第2 本県の森林の現状と課題</b></p> <p>本県の森林は、総面積51.6万haの約3分の1の<u>15.6</u>万haを占めており、その内訳は人工林<u>39%</u>、天然林<u>47%</u>、その他<u>14%</u>となっています。</p> <p>気候は、冬暖かく夏涼しい海洋性の温暖な気候ですが、南房総の温暖な気候から北部関東平野中央部の内陸的な気候まであり、森林植生に与える影響も大きく異なっています。</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、本県にも、津波や液状化により死者20名、建物被害（全壊）798棟などの大きな被害をもたらしました。本計画区の海岸地域では、飛砂や潮風害の軽減に重要な役割を果たしている海岸保安林が、松くい虫による被害で疎林化が進行していますが、津波に対する減災効果等、海岸保安林の役割が改めて見直されています。</p> <p>また、地震による東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質の影響は、露地・施設栽培の原木しいたけや<u>タケノコ</u>が出荷制限の対象となるなど、本県にも及んだことから、今なお放射性物質の検査等の対応が必要となっています。</p> <p>更に、令和元年<u>9月9日の台風第15号</u>による災害では、山腹崩壊等に加えて、かつてない強風により県内各地で倒木の被害が発生し、<u>道路や電線などの復旧が倒木により妨げられるなどの問題が生じた</u>ことから、重要なインフラ等周辺の<u>森林の管理方法の確立</u>が課題となっています。</p> <p>本県の森林も木材価格の低迷、森林所有者等の高齢化等により、<u>森林管理が行き届かなくなっていることから、必要な間伐等管理</u>が行われなくなった人工林や、竹林が放置された結果、周辺に拡大してしまった場所など、<u>森林の荒廃が目立</u>っています。</p> <p>特に、<u>通直で材色も良いことから</u>、良質材生産を目的に一時期積極的に造成されたサンプスギ林においては、非赤枯性溝腐病の蔓延により、罹病木の幹折れなどが生じやすくなっています。</p> <p><u>また</u>、天然林では、利用されなくなったマテバシイ等が大径木となり倒木の危険性が増加しています。<u>また林床植生が</u></p>

## 新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>は、<u>倒木に伴う崩落の危険性が増加するとともに</u>、一部でナラ枯れ被害も発生していることから、山腹崩壊の発生や、<u>枯損木の倒伏・落枝</u>、景観の悪化が懸念されています。</p> <p>以上の状況を地域ごとにまとめたものが、図-2 となります。</p> <p>このような森林の状況に対処するため、県では「ちばの森林づくり」に向け、<u>令和元年度</u>に創設された森林環境譲与税等も活用し、次のような取り組みを進めています。</p>	<p><u>衰退しており</u>、一部でナラ枯れ被害も発生していることから、山腹崩壊の発生や景観の悪化が懸念されています。</p> <p>以上の状況を地域ごとにまとめたものが、図-2 となります。</p> <p>このような森林の状況に対処するため、県では「ちばの森林づくり」に向け、<u>新たに</u>創設された森林環境譲与税や<u>森林経営管理制度</u>も活用し、次のような取り組みを進めています。</p>
<p>図-2 ちばの森林・林業の現状と課題</p>	<p>図-2 ちばの森林・林業の現状と課題</p>

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p><b>第3 「ちばの森林づくり」に向けた取組</b></p> <p>1 「ちばの森林づくり」の理念と森林づくりの方向性 <b>【略】</b></p> <p>2 「ちばの森林づくり」の実現に向けて <b>【略】</b></p> <p>(1) 持続的な森林管理 <b>【略】</b></p> <p>(2) 「ちばの森林づくり」の新たな展開方向</p> <p>100年先を見据えた森林づくりに向け、地域のさまざまな関係者が参画して、連携・協働による持続性が確保された森林管理を進めていく仕組みを構築するため、総合的・長期的視点に立ち、次のような新たな取組を推進していきます(図-4)。</p> <p>ア 統合型森林政策の推進（「伐って、使って、植える」森林資源の循環利用の促進）</p> <p>持続的な森林管理が行われていくよう、土地利用・自然環境保全のための政策と林業・木材産業による資源管理のための政策の総合化により、環境と経済が両立する森林政策を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域森林管理システムの<b>運用</b></li> <li>○ 地球温暖化防止や生物多様性の保全・公益的機能の発揮等を確保する森林管理の促進</li> <li>○ 森林資源の循環利用の促進・森林認証制度の活用</li> </ul> <p>イ 市町村と連携した“ちばらしい”地域組織の形成(市町村と連携した森林整備体制の構築)</p> <p><u>市町村による森林環境譲与税の活用や森林経営管理を支援するために設立された「千葉県森林経営管理協議会※」を中間支援組織として育成・支援することで、森林組合等の林業事業者・市町村・県が連携した森林整備を推進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 千葉県森林経営管理協議会による市町村支援体制の強化</li> <li>○ 市町村の着目づくりや施策の集約化を支援</li> <li>○ 市町村間連携の促進と森林環境譲与税の有効活用の支援</li> </ul> <p><u>※千葉県森林経営管理協議会：平成31年4月に施行された「森林経営管理法」と「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を受け、市町村の森林・林業施策の相談やサポートを行う組織として令和3年3月に設立しました。市町村を会員とし、県が顧問となり、事務局は千葉県森林組合連合会が担っています。</u></p> <p>ウ グリーン・セーフティネットの構築(災害に強い森林づくりの推進)</p> <p>3つの持続性を維持するため、県が行うべき森林管理の最低限のレベルを守るための基準として、グリーン・セーフティネットを構築し、<u>災害に強い森林づくりを進めます。</u></p> <p><b>【(2)は以下略】</b></p>	<p><b>第3 「ちばの森林づくり」に向けた取組</b></p> <p>1 「ちばの森林づくり」の理念と森林づくりの方向性 <b>【略】</b></p> <p>2 「ちばの森林づくり」の実現に向けて <b>【略】</b></p> <p>(1) 持続的な森林管理 <b>【略】</b></p> <p>(2) 「ちばの森林づくり」の新たな展開方向</p> <p>100年先を見据えた森林づくりに向け、地域のさまざまな関係者が参画して、連携・協働による持続性が確保された森林管理を進めていく仕組みを構築するため、総合的・長期的視点に立ち、次のような新たな取組を推進していきます(図-4)。</p> <p>ア 統合型森林政策の推進</p> <p>持続的な森林管理が行われていくよう、土地利用・自然環境保全のための政策と林業・木材産業による資源管理のための政策の総合化により、環境と経済が両立する森林政策を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域森林管理システムの<b>構築</b></li> <li>○ 地球温暖化防止や生物多様性の保全・公益的機能の発揮等を確保する森林管理の促進</li> <li>○ 森林資源の循環利用の促進・森林認証制度の活用</li> </ul> <p>イ 市町村と連携した“ちばらしい”地域組織の形成</p> <p><u>地域において多様な主体（森林所有者、地域住民、民間団体、林業事業者、企業等）が合意形成のもとで協働した持続的な森林管理が行われていくよう、地域に一番近い市町村と連携して“ちばらしい”地域組織の形成を進めます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「<u>地域森林づくり委員会（仮称）</u>」等合意形成の場の設置による持続的な森林管理の推進</li> <li>○ <u>地域に出向した多様な担手の育成と地域や市町村と連携した新たな森林整備体制の構築</u></li> </ul> <p><b>【新規】</b></p> <p>ウ グリーン・セーフティネットの構築</p> <p>3つの持続性を維持するため、県が行うべき森林管理の最低限のレベルを守るための基準として、グリーン・セーフティネットを構築<b>します。</b></p> <p><b>【(2)は以下略】</b></p>

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立																																																																																																						
<p><b>Ⅱ 計画の基本的事項</b></p> <p>本計画においても「ちばの森林づくり」を目指し、<b>環境的持続性、経済的持続性</b>、社会的持続性が可能となるような森林管理を進めていくこととしています。</p> <p><b>第1 計画区の自然的、社会経済的背景</b></p> <p>1 位置及び面積</p> <p>本計画区は、前掲の森林計画区の位置図のとおり、千葉県南部の館山市、木更津市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市及びいすみ市並びに夷隅郡及び安房郡の9市3町を包括する総土地面積 <b>174,014</b> ha で、県土面積の33.8%を占めています。</p> <p>2 地勢 <b>【略】</b></p> <p>3 地質と土壌</p> <p>本計画区の地質は、嶺岡付近に中生層の露出がわずかにみられますが、主体は新生代第3紀の地質に属し、地質年代が比較的新しい本県の中では古い時代の地層です。</p> <p>特に嶺岡山系を中心とした地域は、過去の激しい地殻変動を受け複雑な地質構造を示し、東は鴨川市にはじまり、房総南部を横断して、西は鋸南町、富津市に至る広い範囲が地すべり地帯となっています。</p> <p>土壌は、丘陵地には砂岩又は泥岩を母材とする褐色森林土壌が、低地には中粗粒の低地土壌及びグライ土壌が、また、海岸沿いには未熟土壌が分布しています。</p> <p>4 気候</p> <p>本計画区は、房総半島の南部に位置することから、気候は全体として温暖多雨、冬暖夏涼の海洋性気候を呈していますが、君津及び夷隅地域の内陸部はやや内陸性気候を呈しています（表-4）。</p> <p>表-4 南部地域の気候</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測地</th> <th colspan="3">気温（℃）</th> <th rowspan="2">年間降水量（mm）</th> <th rowspan="2">最高積雪量（cm）</th> <th rowspan="2">主風の方向</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>最高（℃）</th> <th>最低（℃）</th> <th>年平均（℃）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館山</td> <td>36.6 1994/8/3</td> <td>-6.7 1985/1/31</td> <td>16.2</td> <td>1846</td> <td>10 1984/2/18</td> <td>SW</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津</td> <td>38.2 2024/7/29</td> <td>-5.4 2021/1/10</td> <td>15.8</td> <td>1651</td> <td>-</td> <td>NW</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勝浦</td> <td>34.9 1924/8/23</td> <td>-7.0 1916/1/6</td> <td>16.0</td> <td>1999</td> <td>37 1945/2/26</td> <td>NNE</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鴨川</td> <td>37.3 2024/8/11</td> <td>-6.4 1985/1/31</td> <td>16.1</td> <td>1839</td> <td>-</td> <td>WNW</td> <td></td> </tr> <tr> <td>坂畑</td> <td>37.4 2024/7/22</td> <td>-9.8 1985/1/31</td> <td>14.2</td> <td>2047</td> <td>-</td> <td>SW</td> <td>君津市</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：気象統計情報（気象庁ホームページ）</p>	観測地	気温（℃）			年間降水量（mm）	最高積雪量（cm）	主風の方向	備考	最高（℃）	最低（℃）	年平均（℃）	館山	36.6 1994/8/3	-6.7 1985/1/31	16.2	1846	10 1984/2/18	SW		木更津	38.2 2024/7/29	-5.4 2021/1/10	15.8	1651	-	NW		勝浦	34.9 1924/8/23	-7.0 1916/1/6	16.0	1999	37 1945/2/26	NNE		鴨川	37.3 2024/8/11	-6.4 1985/1/31	16.1	1839	-	WNW		坂畑	37.4 2024/7/22	-9.8 1985/1/31	14.2	2047	-	SW	君津市	<p><b>Ⅱ 計画の基本的事項</b></p> <p>本計画においても「ちばの森林づくり」を目指し、<b>経済的持続性、環境的持続性</b>、社会的持続性が可能となるような森林管理を進めていくこととしています。</p> <p><b>第1 計画区の自然的、社会経済的背景</b></p> <p>1 位置及び面積</p> <p>本計画区は、前掲の森林計画区の位置図のとおり、千葉県南部の館山市、木更津市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市及びいすみ市並びに夷隅郡及び安房郡の9市3町を包括する総土地面積 <b>174,120</b> ha で、県土面積の33.8%を占めています。</p> <p>2 地勢 <b>【略】</b></p> <p>3 地質と土壌</p> <p>本計画区の地質は、嶺岡付近に中生層の露出がわずかにみられますが、主体は新生代第3紀の地質に属し、地質年代が比較的新しい本県の中では古い時代の地層です。</p> <p>特に嶺岡山系を中心とした地域は、過去の激しい地殻変動を受け複雑な地質構造を示し、東は鴨川市にはじまり、房総南部を横断して、西は鋸南町、富津市に至る広い範囲が地すべり地帯となっています。</p> <p>土壌は、丘陵地には砂岩または泥岩を母材とする褐色森林土壌が、低地には中粗粒の低地土壌及びグライ土壌が、また、海岸沿いには未熟土壌が分布しています。</p> <p>4 気候</p> <p>本計画区は、房総半島の南部に位置することから、気候は全体として温暖多雨、冬暖夏涼の海洋性気候を呈していますが、君津及び夷隅地域の内陸部はやや内陸性気候を呈しています（表-4）。</p> <p>表-4 南部地域の気候</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測地</th> <th colspan="3">気温（℃）</th> <th rowspan="2">年間降水量（mm）</th> <th rowspan="2">最高積雪量（cm）</th> <th rowspan="2">主風の方向</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>最高（℃）</th> <th>最低（℃）</th> <th>年平均（℃）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館山</td> <td>36.6 1994/8/3</td> <td>-6.7 1985/1/31</td> <td>15.9</td> <td>1790</td> <td>10 1984/2/18</td> <td>SSE</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津</td> <td>37.6 2015/7/21</td> <td>-3.8 2018/2/7</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勝浦</td> <td>34.9 1924/8/23</td> <td>-7.0 1916/1/6</td> <td>15.7</td> <td>1970</td> <td>37 1945/2/26</td> <td>NNE</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鴨川</td> <td>37.0 2018/8/26</td> <td>-6.4 1985/1/31</td> <td>15.7</td> <td>1822</td> <td>-</td> <td>WNW</td> <td></td> </tr> <tr> <td>坂畑</td> <td>37.0 2004/7/20</td> <td>-9.8 1985/1/31</td> <td>13.8</td> <td>2050</td> <td>-</td> <td>SW</td> <td>君津市</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：気象統計情報（気象庁ホームページ）</p>	観測地	気温（℃）			年間降水量（mm）	最高積雪量（cm）	主風の方向	備考	最高（℃）	最低（℃）	年平均（℃）	館山	36.6 1994/8/3	-6.7 1985/1/31	15.9	1790	10 1984/2/18	SSE		木更津	37.6 2015/7/21	-3.8 2018/2/7	-	-	-	-		勝浦	34.9 1924/8/23	-7.0 1916/1/6	15.7	1970	37 1945/2/26	NNE		鴨川	37.0 2018/8/26	-6.4 1985/1/31	15.7	1822	-	WNW		坂畑	37.0 2004/7/20	-9.8 1985/1/31	13.8	2050	-	SW	君津市
観測地		気温（℃）							年間降水量（mm）	最高積雪量（cm）	主風の方向	備考																																																																																											
	最高（℃）	最低（℃）	年平均（℃）																																																																																																				
館山	36.6 1994/8/3	-6.7 1985/1/31	16.2	1846	10 1984/2/18	SW																																																																																																	
木更津	38.2 2024/7/29	-5.4 2021/1/10	15.8	1651	-	NW																																																																																																	
勝浦	34.9 1924/8/23	-7.0 1916/1/6	16.0	1999	37 1945/2/26	NNE																																																																																																	
鴨川	37.3 2024/8/11	-6.4 1985/1/31	16.1	1839	-	WNW																																																																																																	
坂畑	37.4 2024/7/22	-9.8 1985/1/31	14.2	2047	-	SW	君津市																																																																																																
観測地	気温（℃）			年間降水量（mm）	最高積雪量（cm）	主風の方向	備考																																																																																																
	最高（℃）	最低（℃）	年平均（℃）																																																																																																				
館山	36.6 1994/8/3	-6.7 1985/1/31	15.9	1790	10 1984/2/18	SSE																																																																																																	
木更津	37.6 2015/7/21	-3.8 2018/2/7	-	-	-	-																																																																																																	
勝浦	34.9 1924/8/23	-7.0 1916/1/6	15.7	1970	37 1945/2/26	NNE																																																																																																	
鴨川	37.0 2018/8/26	-6.4 1985/1/31	15.7	1822	-	WNW																																																																																																	
坂畑	37.0 2004/7/20	-9.8 1985/1/31	13.8	2050	-	SW	君津市																																																																																																

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案								令和元年度樹立																																																																																																																																				
5 社会経済の概況								5 社会経済の概況																																																																																																																																				
(1) 人口の動態								(1) 人口の動態																																																																																																																																				
<p>本計画区の人口は513千人(令和2年国勢調査)で、対平成27年比率は97%と減少傾向にあります(表-5)。</p> <p>産業別就業人口は、総数では平成27年には253千人でしたが、令和2年には5.5%減の240千人となっています。特に第1次産業は、平成27年の17千人から21.1%減の14千人でしたが、林業就業者は、この5年間で23%増と増加しています(表-6)。</p>								<p>本計画区の人口は530千人(平成27年国勢調査)で、対平成22年比率は98%と減少傾向にあります(表-5)。</p> <p>産業別就業人口は、総数では平成17年には267千人でしたが、平成22年には4.2%減の257千人となっています。特に第1次産業は、平成17年の25千人から26.6%減の19千人でしたが、林業就業者は、この5年間で31%増と増加しています(表-6)。</p>																																																																																																																																				
表-5 人口の推移								表-5 人口の推移																																																																																																																																				
<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>平成7年</th><th>平成12年</th><th>平成17年</th><th>平成22年</th><th>平成27年</th><th>令和2年</th></tr> <tr><td>人口</td><td>569</td><td>559</td><td>548</td><td>543</td><td>530</td><td>513</td></tr> </table>								区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	人口	569	559	548	543	530	513	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>平成7年</th><th>平成12年</th><th>平成17年</th><th>平成22年</th><th>平成27年</th></tr> <tr><td>人口</td><td>569</td><td>559</td><td>548</td><td>543</td><td>530</td></tr> </table>								区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	人口	569	559	548	543	530																																																																																																			
区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年																																																																																																																																						
人口	569	559	548	543	530	513																																																																																																																																						
区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年																																																																																																																																							
人口	569	559	548	543	530																																																																																																																																							
資料：令和2年国勢調査								資料：平成27年国勢調査																																																																																																																																				
表-6 産業別就業人口の推移								表-6 産業別就業人口の推移																																																																																																																																				
単位：人								単位：人																																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th rowspan="2">総数</th> <th colspan="4">第1次産業</th> <th rowspan="2">第2次産業</th> <th rowspan="2">第3次産業</th> <th rowspan="2">分類不能</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>農業</th> <th>林業</th> <th>漁業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成7年</td><td>292,161</td><td>32,802</td><td>25,969</td><td>239</td><td>6,594</td><td>81,748</td><td>176,972</td><td>639</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>279,009</td><td>27,880</td><td>22,029</td><td>228</td><td>5,623</td><td>74,969</td><td>174,892</td><td>1,268</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>267,811</td><td>25,261</td><td>20,285</td><td>143</td><td>4,833</td><td>65,322</td><td>174,695</td><td>2,533</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>256,692</td><td>18,554</td><td>14,881</td><td>187</td><td>3,486</td><td>60,503</td><td>169,644</td><td>7,991</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>253,488</td><td>17,244</td><td>14,054</td><td>150</td><td>3,040</td><td>57,743</td><td>171,481</td><td>7,020</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>239,536</td><td>13,599</td><td>11,324</td><td>185</td><td>2,090</td><td>53,602</td><td>164,916</td><td>7,419</td></tr> </tbody> </table>								年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能	計	農業	林業	漁業	平成7年	292,161	32,802	25,969	239	6,594	81,748	176,972	639	平成12年	279,009	27,880	22,029	228	5,623	74,969	174,892	1,268	平成17年	267,811	25,261	20,285	143	4,833	65,322	174,695	2,533	平成22年	256,692	18,554	14,881	187	3,486	60,503	169,644	7,991	平成27年	253,488	17,244	14,054	150	3,040	57,743	171,481	7,020	令和2年	239,536	13,599	11,324	185	2,090	53,602	164,916	7,419	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th rowspan="2">総数</th> <th colspan="4">第1次産業</th> <th rowspan="2">第2次産業</th> <th rowspan="2">第3次産業</th> <th rowspan="2">分類不能</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>農業</th> <th>林業</th> <th>漁業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成7年</td><td>292,161</td><td>32,802</td><td>25,969</td><td>239</td><td>6,594</td><td>81,748</td><td>176,972</td><td>639</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>279,009</td><td>27,880</td><td>22,029</td><td>228</td><td>5,623</td><td>74,969</td><td>174,892</td><td>1,268</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>267,811</td><td>25,261</td><td>20,285</td><td>143</td><td>4,833</td><td>65,322</td><td>174,695</td><td>2,533</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>256,692</td><td>18,554</td><td>14,881</td><td>187</td><td>3,486</td><td>60,503</td><td>169,644</td><td>7,991</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>253,488</td><td>17,244</td><td>14,054</td><td>150</td><td>3,040</td><td>57,743</td><td>171,481</td><td>7,020</td></tr> </tbody> </table>								年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能	計	農業	林業	漁業	平成7年	292,161	32,802	25,969	239	6,594	81,748	176,972	639	平成12年	279,009	27,880	22,029	228	5,623	74,969	174,892	1,268	平成17年	267,811	25,261	20,285	143	4,833	65,322	174,695	2,533	平成22年	256,692	18,554	14,881	187	3,486	60,503	169,644	7,991	平成27年	253,488	17,244	14,054	150	3,040	57,743	171,481	7,020
年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業			分類不能																																																																																																																																		
		計	農業	林業	漁業																																																																																																																																							
平成7年	292,161	32,802	25,969	239	6,594	81,748	176,972	639																																																																																																																																				
平成12年	279,009	27,880	22,029	228	5,623	74,969	174,892	1,268																																																																																																																																				
平成17年	267,811	25,261	20,285	143	4,833	65,322	174,695	2,533																																																																																																																																				
平成22年	256,692	18,554	14,881	187	3,486	60,503	169,644	7,991																																																																																																																																				
平成27年	253,488	17,244	14,054	150	3,040	57,743	171,481	7,020																																																																																																																																				
令和2年	239,536	13,599	11,324	185	2,090	53,602	164,916	7,419																																																																																																																																				
年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能																																																																																																																																				
		計	農業	林業	漁業																																																																																																																																							
平成7年	292,161	32,802	25,969	239	6,594	81,748	176,972	639																																																																																																																																				
平成12年	279,009	27,880	22,029	228	5,623	74,969	174,892	1,268																																																																																																																																				
平成17年	267,811	25,261	20,285	143	4,833	65,322	174,695	2,533																																																																																																																																				
平成22年	256,692	18,554	14,881	187	3,486	60,503	169,644	7,991																																																																																																																																				
平成27年	253,488	17,244	14,054	150	3,040	57,743	171,481	7,020																																																																																																																																				
資料：令和2年国勢調査								資料：平成27年国勢調査																																																																																																																																				
(2) 土地利用の推移								(2) 土地利用の推移																																																																																																																																				
<p>土地利用は、総面積が174,014 haであり、そのうち森林は87,330 ha (50.2%)、農地は22,460 ha (12.9%)、その他は64,224 haとなっています(表-7)。</p> <p>これを、平成30年度と比較すると、森林が5,497 haの減少、農地が2,155 haの減少、その他が7,574 haの増加となっており、森林と農地の減少が目立っています。</p>								<p>土地利用は、総面積が174,120haであり、そのうち森林は93,468ha (53.7%)、農地は24,615ha (14.4%)、その他は55,576haとなっています(表-7)。</p> <p>これを、平成20年度と比較すると、森林が201haの減少、農地が282haの減少、その他が485haの増加となっており、森林と農地が減少し宅地等の増加が目立っています。</p>																																																																																																																																				
表-7 土地利用の推移								表-7 土地利用の推移																																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">総数</th> <th rowspan="2">森林</th> <th rowspan="2">農地</th> <th colspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>うち宅地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成10年</td><td>174,084</td><td>94,902</td><td>28,220</td><td>50,982</td><td>13,500</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>174,113</td><td>94,385</td><td>26,853</td><td>52,875</td><td>13,148</td></tr> <tr><td>平成20年</td><td>174,118</td><td>93,669</td><td>25,358</td><td>55,091</td><td>13,591</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>174,120</td><td>93,468</td><td>25,076</td><td>55,576</td><td>14,017</td></tr> </tbody> </table>								年度	総数	森林	農地	その他		総数	うち宅地	平成10年	174,084	94,902	28,220	50,982	13,500	平成15年	174,113	94,385	26,853	52,875	13,148	平成20年	174,118	93,669	25,358	55,091	13,591	平成25年	174,120	93,468	25,076	55,576	14,017	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">総数</th> <th rowspan="2">森林</th> <th rowspan="2">農地</th> <th colspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>うち宅地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成10年</td><td>174,084</td><td>94,902</td><td>28,220</td><td>50,982</td><td>13,500</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>174,113</td><td>94,385</td><td>26,853</td><td>52,875</td><td>13,148</td></tr> <tr><td>平成20年</td><td>174,118</td><td>93,669</td><td>25,358</td><td>55,091</td><td>13,591</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>174,120</td><td>93,468</td><td>25,076</td><td>55,576</td><td>14,017</td></tr> </tbody> </table>								年度	総数	森林	農地	その他		総数	うち宅地	平成10年	174,084	94,902	28,220	50,982	13,500	平成15年	174,113	94,385	26,853	52,875	13,148	平成20年	174,118	93,669	25,358	55,091	13,591	平成25年	174,120	93,468	25,076	55,576	14,017																																																													
年度	総数	森林	農地	その他																																																																																																																																								
				総数	うち宅地																																																																																																																																							
平成10年	174,084	94,902	28,220	50,982	13,500																																																																																																																																							
平成15年	174,113	94,385	26,853	52,875	13,148																																																																																																																																							
平成20年	174,118	93,669	25,358	55,091	13,591																																																																																																																																							
平成25年	174,120	93,468	25,076	55,576	14,017																																																																																																																																							
年度	総数	森林	農地	その他																																																																																																																																								
				総数	うち宅地																																																																																																																																							
平成10年	174,084	94,902	28,220	50,982	13,500																																																																																																																																							
平成15年	174,113	94,385	26,853	52,875	13,148																																																																																																																																							
平成20年	174,118	93,669	25,358	55,091	13,591																																																																																																																																							
平成25年	174,120	93,468	25,076	55,576	14,017																																																																																																																																							

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案						令和元年度樹立					
平成30年	174,092	92,827	24,615	56,650	14,290	平成30年	174,092	92,827	24,615	56,650	14,290
令和5年	174,014	87,330	22,460	64,224	14,531						
資料 総数・宅地： <u>令和5年</u> 千葉県統計年鑑						資料 総数・宅地： <u>令和2年</u> 千葉県統計年鑑					
森林： <u>令和5年森林計画樹立調査</u> 、											
農地： <u>令和5年作物統計</u>											
 (3) 産業・経済の概況						 (3) 産業・経済の概況					
<p>本計画区の産業構造は、東京湾岸に集積された鉄鋼石油、化学等を中心とする重化学産業、内陸部の農林業、そして東京湾及び太平洋沿岸地域における果樹や露地花き栽培、施設園芸、また、魚介藻類の栽培漁業を中心とした漁業や観光など非常に多彩であり、<u>令和3年</u>の製造品出荷額は、<u>1兆8,599億円</u>、県全体の<u>15.6%</u>に達しています(表-8)。</p> <p>また、東京湾アクアラインをはじめ、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道や外房地域の主要都市を結ぶ道路など、広域的な幹線道路ネットワークの整備が進められるとともに、かずさアカデミアパーク構想による国際的水準の研究開発拠点には企業等の誘致が進められているほか、温暖な気候、豊かな自然、地域の歴史・文化資源を生かした特色ある観光地域の形成など産業・経済の発展が期待される地域です。</p> <p>このため、今後も森林は新たな土地需要により転用されていくことが見込まれ、加えて首都圏の建設需要向けの山砂供給地としての役割を果たしていることから、良好な自然・生活環境の確保と地域開発との調和を図ると同時に、将来にわたって農林業をいかに振興していくかが課題となっています。</p>						<p>本計画区の産業構造は、東京湾岸に集積された鉄鋼石油、化学等を中心とする重化学産業、内陸部の農林業、そして東京湾及び太平洋沿岸地域における果樹や露地花き栽培、施設園芸、また、魚介藻類の栽培漁業を中心とした漁業や観光など非常に多彩であり、<u>平成24年</u>の製造品出荷額は、<u>2兆6,048億円</u>、県全体の<u>21.0%</u>に達しています(表-8)。</p> <p>また、東京湾アクアラインをはじめ、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道や外房地域の主要都市を結ぶ道路など、広域的な幹線道路ネットワークの整備が進められるとともに、かずさアカデミアパーク構想による国際的水準の研究開発拠点には企業等の誘致が進められているほか、温暖な気候、豊かな自然、地域の歴史・文化資源を生かした特色ある観光地域の形成など産業・経済の発展が期待される地域です。</p> <p>このため、今後も森林は新たな土地需要により転用されていくことが見込まれ、加えて首都圏の建設需要向けの山砂供給地としての役割を果たしていることから、良好な自然・生活環境の確保と地域開発との調和を図ると同時に、将来にわたって農林業をいかに振興していくかが課題となっています。</p>					
表-8 業種別生産額						表-8 業種別生産額					
単位 金額：億円 構成比：%						単位 金額：億円 構成比：%					
地区	農業産出額	県合計に対する構成比	製造品出荷額	県合計に対する構成比		地区	農業産出額	県合計に対する構成比	製造品出荷額	県合計に対する構成比	
君津	219	6.0	17,594	14.8		君津	283	6.1	18,231	16.0	
安房	183	5.0	373	0.3		安房	248	5.3	378	0.3	
夷隅	113	3.1	632	0.5		夷隅	145	3.1	689	0.6	
合計	515	14.1	18,599	15.6		合計	676	14.5	19,298	16.9	
資料 農業産出額： <u>令和4年</u> 市町村別農業産出額(推計) 製造品出荷額：工業統計( <u>令和3年</u> )						資料 農業産出額： <u>平成29年</u> 市町村別農業産出額(推計) 製造品出荷額：工業統計( <u>平成28年</u> )					

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立																																																																																																																																						
<p>第2 計画区の森林・林業の概況</p> <p>1 森林の現況</p> <p>本計画区の森林は、内陸部を中心としたスギ・ヒノキの人工林、太平洋側～清澄山以南のシイ・カシ等の常緑広葉樹林、内陸部～西側・東京湾側に分布するコナラ等の落葉広葉樹林、及び海岸線のマツ林で構成されています。</p> <p>2 森林資源</p> <p>南部地域森林計画区の森林面積は、<u>87,330</u> ha、蓄積 <u>16,553</u> 千m<sup>3</sup>であり、それぞれ県総森林面積の <u>60.3%</u>及び蓄積の <u>62.3%</u>を占めています。<u>なお、一部、集計方法を変更したため、単純な比較はできませんが</u>、平成<u>30</u>年度と比較すると、面積は<u>5,497</u> ha 減少、蓄積は<u>1,706</u> 千m<sup>3</sup>減少しています（表-9）。</p> <p>地域森林計画対象民有林の人工林率は <u>30.0%</u>で、県平均の <u>31.6%</u>をやや下回っています。人工林の樹種構成は、スギ <u>81.0%</u>、ヒノキ <u>13.4%</u>、<u>マテバシイ 5.1%</u>、<u>マツ 0.7%</u>、<u>クスギ 0.6%</u>とスギが大部分を占めています。</p> <p>所有形態別では、国有林は<u>8.8%</u>(<u>7,711</u> ha)で、民有林が<u>91.2%</u>(<u>79,619</u> ha)を占めています。民有林の内訳は、私有林が<u>95.2%</u>、公有林が<u>4.8%</u>で、私有林が大部分を占めています（表-10）。</p> <p>また、人工林の齢級配置は、8 齢級以下の保育期にある森林は <u>11.0%</u>に過ぎず、収穫・更新期を迎え、あるいは長伐期・複層林施業の対象となる9～12 齢級が<u>26.7%</u>、13 齢級以上が<u>62.3%</u>を占めています（図-6）。さらに、天然林の齢級配置は、8 齢級以下の森林は <u>4.9%</u>に過ぎず、9～16 齢級が<u>59.5%</u>で大部分を占めており、17 齢級以上は <u>35.6%</u>となっています（図-7）。</p> <p>表-9 森林資源の推移</p> <p style="text-align: right;">単位 面積：ha、蓄積：千m<sup>3</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="4">面積</th> <th colspan="3">蓄積</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>人工林</th> <th>天然林</th> <th>その他</th> <th>総数</th> <th>人工林</th> <th>天然林</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成5年度</td><td>95,729</td><td>40,476</td><td>45,997</td><td>9,256</td><td>9,993</td><td>6,292</td><td>3,701</td></tr> <tr><td>平成10年度</td><td>94,902</td><td>37,244</td><td>47,168</td><td>10,490</td><td>12,665</td><td>8,481</td><td>4,184</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>94,385</td><td>36,533</td><td>46,862</td><td>10,990</td><td>14,382</td><td>9,873</td><td>4,509</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>93,669</td><td>36,152</td><td>46,255</td><td>11,262</td><td>16,602</td><td>11,875</td><td>4,727</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>93,468</td><td>36,169</td><td>46,263</td><td>11,036</td><td>17,690</td><td>12,755</td><td>4,935</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>92,827</td><td>36,223</td><td>45,778</td><td>10,826</td><td>18,259</td><td>13,266</td><td>4,994</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td><u>87,330</u></td><td><u>28,950</u></td><td><u>49,725</u></td><td><u>8,654</u></td><td><u>16,553</u></td><td><u>10,754</u></td><td><u>5,799</u></td></tr> </tbody> </table> <p>※1 令和3年度データ作成時に、衛星画像等を基に森林資源情報（樹種・樹高・林齢）の見直しを行い、森林面積の集計方法を変更したことから、令和5年度は面積が大幅に減少している</p> <p>※2 平成30年度までの数値は、地域森林計画対象民有林・地域森林計画対象外民有林・国有林の面積を合計したもの</p> <p>※3 令和5年度の数値は、地域森林計画対象民有林・国有林の面積を合計したもの</p>	年度	面積				蓄積			総数	人工林	天然林	その他	総数	人工林	天然林	平成5年度	95,729	40,476	45,997	9,256	9,993	6,292	3,701	平成10年度	94,902	37,244	47,168	10,490	12,665	8,481	4,184	平成15年度	94,385	36,533	46,862	10,990	14,382	9,873	4,509	平成20年度	93,669	36,152	46,255	11,262	16,602	11,875	4,727	平成25年度	93,468	36,169	46,263	11,036	17,690	12,755	4,935	平成30年度	92,827	36,223	45,778	10,826	18,259	13,266	4,994	令和5年度	<u>87,330</u>	<u>28,950</u>	<u>49,725</u>	<u>8,654</u>	<u>16,553</u>	<u>10,754</u>	<u>5,799</u>	<p>第2 計画区の森林・林業の概況</p> <p>1 森林の現況</p> <p>本計画区の森林は、内陸部を中心としたスギ・ヒノキの人工林、太平洋側から清澄山以南のシイ・カシ等の常緑広葉樹林、内陸部から西側・東京湾側に分布するコナラ等の落葉広葉樹林、及び海岸線のマツ林で構成されています。</p> <p>2 森林資源</p> <p>南部地域森林計画区の森林面積は、<u>92,827</u>ha、蓄積 <u>18,259</u> 千m<sup>3</sup>であり、それぞれ県総森林面積の <u>59.5%</u>及び蓄積の <u>63.6%</u>を占めています。平成<u>25</u>年度と比較すると、面積は<u>641</u>ha 減少、蓄積は<u>569</u> 千m<sup>3</sup>増加しています（表-9）。</p> <p>地域森林計画対象民有林の人工林率は <u>36.6%</u>で、県平均の <u>37.7%</u>をやや下回っています。人工林の樹種構成は、スギ <u>81.8%</u>、ヒノキ <u>15.6%</u>、<u>マツ 1.9%</u>、<u>クスギ 0.8%</u>とスギが大部分を占めており、<u>天然林の樹種構成にはマテバシイ 2.0%が含まれています</u>。</p> <p>所有形態別では、国有林は <u>8.3%</u>(<u>7,709</u>ha)で、民有林が <u>91.7%</u>(<u>84,849</u>ha)を占めています。民有林の内訳は、私有林が <u>92.2%</u>、公有林が <u>7.8%</u>で、私有林が大部分を占めています（表-10）。</p> <p>また、人工林の齢級配置は、8 齢級以下の保育期にある森林は <u>9.2%</u>に過ぎず、収穫・更新期を迎え、あるいは長伐期・複層林施業の対象となる9～12 齢級が <u>52.2%</u>、13 齢級以上が <u>38.6%</u>を占めています（図-6）。さらに、天然林の齢級配置は、8 齢級以下の森林は <u>3.5%</u>に過ぎず、9～16 齢級が <u>92.5%</u>で大部分を占めており、17 齢級以上は <u>3.9%</u>となっています（図-7）。</p> <p>表-9 森林資源の推移</p> <p style="text-align: right;">単位 面積：ha、蓄積：千m<sup>3</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="4">面積</th> <th colspan="3">蓄積</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>人工林</th> <th>天然林</th> <th>その他</th> <th>総数</th> <th>人工林</th> <th>天然林</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成5年度</td><td>95,729</td><td>40,476</td><td>45,997</td><td>9,256</td><td>9,993</td><td>6,292</td><td>3,701</td></tr> <tr><td>平成10年度</td><td>94,902</td><td>37,244</td><td>47,168</td><td>10,490</td><td>12,665</td><td>8,481</td><td>4,184</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>94,385</td><td>36,533</td><td>46,862</td><td>10,990</td><td>14,382</td><td>9,873</td><td>4,509</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>93,669</td><td>36,152</td><td>46,255</td><td>11,262</td><td>16,602</td><td>11,875</td><td>4,727</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>93,468</td><td>36,169</td><td>46,263</td><td>11,036</td><td>17,690</td><td>12,755</td><td>4,935</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>92,827</td><td>36,223</td><td>45,778</td><td>10,826</td><td>18,259</td><td>13,266</td><td>4,994</td></tr> </tbody> </table>	年度	面積				蓄積			総数	人工林	天然林	その他	総数	人工林	天然林	平成5年度	95,729	40,476	45,997	9,256	9,993	6,292	3,701	平成10年度	94,902	37,244	47,168	10,490	12,665	8,481	4,184	平成15年度	94,385	36,533	46,862	10,990	14,382	9,873	4,509	平成20年度	93,669	36,152	46,255	11,262	16,602	11,875	4,727	平成25年度	93,468	36,169	46,263	11,036	17,690	12,755	4,935	平成30年度	92,827	36,223	45,778	10,826	18,259	13,266	4,994
年度		面積				蓄積																																																																																																																																	
	総数	人工林	天然林	その他	総数	人工林	天然林																																																																																																																																
平成5年度	95,729	40,476	45,997	9,256	9,993	6,292	3,701																																																																																																																																
平成10年度	94,902	37,244	47,168	10,490	12,665	8,481	4,184																																																																																																																																
平成15年度	94,385	36,533	46,862	10,990	14,382	9,873	4,509																																																																																																																																
平成20年度	93,669	36,152	46,255	11,262	16,602	11,875	4,727																																																																																																																																
平成25年度	93,468	36,169	46,263	11,036	17,690	12,755	4,935																																																																																																																																
平成30年度	92,827	36,223	45,778	10,826	18,259	13,266	4,994																																																																																																																																
令和5年度	<u>87,330</u>	<u>28,950</u>	<u>49,725</u>	<u>8,654</u>	<u>16,553</u>	<u>10,754</u>	<u>5,799</u>																																																																																																																																
年度	面積				蓄積																																																																																																																																		
	総数	人工林	天然林	その他	総数	人工林	天然林																																																																																																																																
平成5年度	95,729	40,476	45,997	9,256	9,993	6,292	3,701																																																																																																																																
平成10年度	94,902	37,244	47,168	10,490	12,665	8,481	4,184																																																																																																																																
平成15年度	94,385	36,533	46,862	10,990	14,382	9,873	4,509																																																																																																																																
平成20年度	93,669	36,152	46,255	11,262	16,602	11,875	4,727																																																																																																																																
平成25年度	93,468	36,169	46,263	11,036	17,690	12,755	4,935																																																																																																																																
平成30年度	92,827	36,223	45,778	10,826	18,259	13,266	4,994																																																																																																																																

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案

表-10 所有形態別森林面積

単位 面積:ha

総数	国有林	民有林			
		計	県有林	公有林	私有林
87,330	7,711	79,619	3,213	580	75,826

※民有林は地域森林計画対象民有林のみ

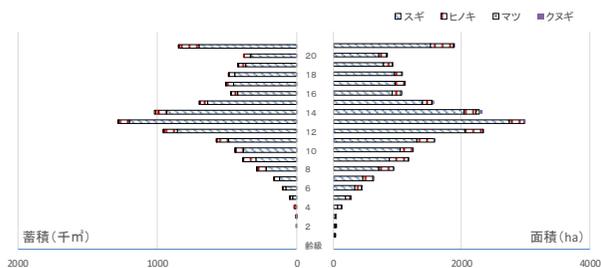


図-6 人工林の齢級構成 (地域森林計画対象民有林)

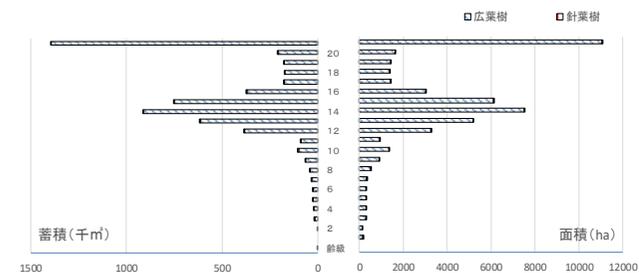


図-7 天然林の齢級構成 (地域森林計画対象民有林)

3 林業事業体の概況

林家を含めた林業事業体の総数は、**5,184** 事業体 (2020年世界農林業センサス) となっています。内訳は、林家が**5,134** 戸 (99.0%)、林家以外の事業体は**50** 事業体 (1.0%) です。また、林家の86%が森林の保有面積5ha未満であり、零細なものが大部分を占めています (表-11)。

令和元年度樹立

表-10 所有形態別森林面積

単位 面積:ha

総数	国有林	民有林			
		計	県有林	公有林	私有林
92,559	7,709	84,849	5,478	1,247	78,124

※民有林は地域森林計画対象民有林のみ

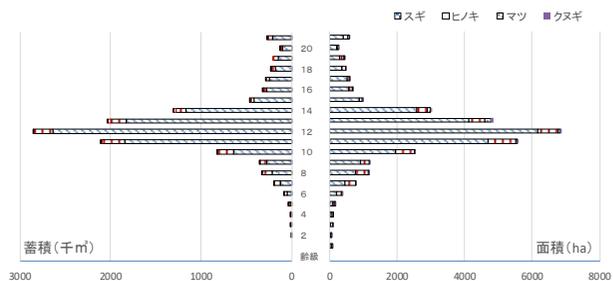


図-6 人工林の齢級構成 (地域森林計画対象民有林)

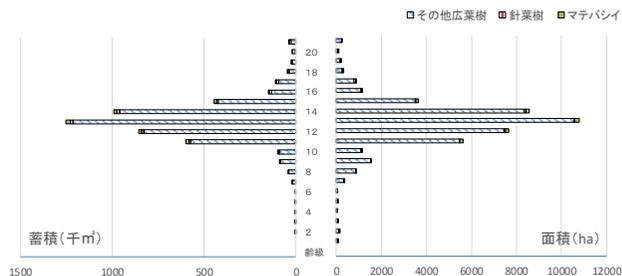


図-7 天然林の齢級構成 (地域森林計画対象民有林)

3 林業事業体の概況

林家を含めた林業事業体の総数は、**6,248** 事業体 (2010年世界農林業センサス) となっています。内訳は、林家が**6,017** 戸 (96.3%)、林家以外の事業体は**231** 事業体 (7.7%) です。また、林家の86%が森林の保有面積5ha未満であり、零細なものが大部分を占めています (表-11)。

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案						令和元年度樹立					
表-11 保有山林規模別林家数						表-11 保有山林規模別林家数					
単位 林家：戸						単位 林家：戸					
区分	総数	1～5ha 未満	5～10ha 未満	10～50ha 未満	50ha 以上	区分	総数	1～5ha 未満	5～10ha 未満	10～50ha 未満	50ha 以上
平成12年	6,080	5,259	600	208	13	平成12年	6,080	5,259	600	208	13
平成22年	6,017	5,184	561	253	19	平成22年	6,017	5,184	561	253	19
平成27年	5,787	-	-	-	-						
令和2年	5,134	4,397	516	214	7						
資料：2020年世界農林業センサス、令和5年千葉県森林・林業統計書						資料：2010年世界農林業センサス					
※平成27年度は市町村別のデータがないため、総数以外は算出不可											
4 森林組合						4 森林組合					
<p>本計画区を対象とする森林組合は、千葉県森林組合（本計画区内には1支所、2事業所）があり、組合員数14,401名（全県）で、地域の特色に応じて創意工夫をこらした活動を展開しています。</p> <p>千葉県森林組合には、専従職員及び作業班があり、造林・保育、伐採、病虫害防除等の利用事業を中心に活動しており、その取扱高は全県で6億円（令和3年7月～令和4年6月）となっています。</p>						<p>本計画区を対象とする森林組合は、千葉県森林組合（本計画区内には2支所、4事業所）があり、組合員数14,557名（全県）で、地域の特色に応じて創意工夫をこらした活動を展開しています。</p> <p>千葉県森林組合には、専従職員及び作業班があり、造林・保育、伐採、病虫害防除等の利用事業を中心に活動しており、その取扱高は全県で7億6千万円（平成30年7月～令和元年6月）となっています。</p>					
5 林業生産						5 林業生産					
<p>素材生産は、長期にわたる木材価格の低迷、林家の林業離れ等により、停滞気味となっており、令和5年の素材生産量は68千㎡（全県）となっています。</p> <p>特用林産物は、令和5年の総生産額は27億5千万円（全県・概算）で、管内品目別には生シイタケ378t、夷隅地区を中心とするための130t等多品目が生産されており、林家の重要な短期収入源となっています。</p>						<p>素材生産は、長期にわたる木材価格の低迷、林家の林業離れ等により、停滞気味となっており、平成30年の素材生産量は90千㎡（全県）となっています。</p> <p>特用林産物は、平成30年の総生産額は14億5千万円（全県・概算）で、管内品目別には生シイタケ93t、夷隅地区を中心とするための119t等多品目が生産されており、林家の重要な短期収入源となっています。</p>					
6 森林レクリエーション						6 森林レクリエーション					
<p>森林レクリエーションの場としては、内浦山県民の森、館山野鳥の森、清和県民の森、大多喜県民の森、南房総国定公園、県立富山自然公園、県立高宕山自然公園、県立嶺岡山系自然公園及び県立養老溪谷奥清澄自然公園があり、県民の憩いの場となっています。</p>						<p>森林レクリエーションの場としては、内浦山県民の森、館山野鳥の森、清和県民の森、大多喜県民の森、南房総国定公園、県立富山自然公園、県立高宕山自然公園、県立嶺岡山系自然公園及び県立養老溪谷奥清澄自然公園があり、県民の憩いの場となっています。</p>					
7 水源の確保						7 水源の確保					
<p>本計画区内には、生活用水ダムとして15ダム（有効貯水量464万㎡）、農業用水ダムとして8ダム（有効貯水量1,892万㎡）、工業用水ダムとして2ダム（有効貯水量812万㎡）、多目的ダムとして3ダム（有効貯水量1,485万㎡）が建設されています。</p> <p>また、本計画区の森林の内8,120haが水源かん養保安林として指定されています。</p>						<p>本計画区内には、生活用水ダムとして16ダム（有効貯水量495万㎡）、農業用水ダムとして8ダム（有効貯水量1,892万㎡）、工業用水ダムとして2ダム（有効貯水量812万㎡）、多目的ダムとして3ダム（有効貯水量1,485万㎡）が建設されています。</p> <p>また、本計画区の森林の内8,100haが水源かん養保安林として指定されています。</p>					

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案						令和元年度樹立					
<b>第3 前計画の実行結果の概要及びその評価</b> 1 前計画の実行結果の概要 前計画の実行結果(前計画の計画期間である令和2年度～令和11年度のうち、前半の令和2年度～令和6年度の 実行結果)を表-12に示しました。						<b>第3 前計画の実行結果の概要及びその評価</b> 1 前計画の実行結果の概要 前計画の実行結果(前計画の計画期間である平成27年度～令和6年度のうち、前半の平成27年度～令和元年度の 実行結果)を表-12に示しました。					
表-12 前計画の実行結果						表-12 前計画の実行結果					
計画事項	区分	計画	実行	実行率	備考	計画事項	区分	計画	実行	実行率	備考
伐採立木 材積	総数	301千m <sup>3</sup>	127千m <sup>3</sup>	42%		伐採立木 材積	総数	210千m <sup>3</sup>	133千m <sup>3</sup>	63%	
	主伐	75千m <sup>3</sup>	92千m <sup>3</sup>	123%			主伐	74千m <sup>3</sup>	90千m <sup>3</sup>	122%	
	間伐	226千m <sup>3</sup>	35千m <sup>3</sup>	15%			間伐	136千m <sup>3</sup>	43千m <sup>3</sup>	32%	
間伐面積		5,331ha	723ha	14%		間伐面積		4,172ha	1,638ha	39%	
人工造林 天然更新	総数	545ha	226ha	41%		人工造林 天然更新	総数	393ha	211ha	54%	
	人工造林	383ha	200ha	52%			人工造林	266ha	187ha	70%	
	天然更新	162ha	26ha	16%			天然更新	127ha	56ha	44%	
林道開設 拡張	開設延長	2.8km	0.04km	1%		林道開設 拡張	開設延長	2.5km	0.2km	8%	
	拡張箇所数	25箇所	4箇所	16%			拡張箇所数	45箇所	2箇所	4%	
保安林面積	指定	65ha	24ha	37%		保安林面積	指定	46ha	27ha	59%	
	解除	—	3ha	—			解除	—	3ha	—	
保安施設事業	実施箇所数	46箇所	15箇所	33%		保安施設事業	実施箇所数	39箇所	23箇所	59%	
2 実行結果の検討 (1) 伐採立木材積 主伐については非赤枯性溝腐病被害森林対策としての伐採や、令和元年度房総半島台風等による被害森林の再生に向けた伐採、開発に伴う伐採が多く、計画量を上回りました。 間伐については、令和元年度房総半島台風等により、間伐計画箇所が風倒被害を受けたことも影響し計画量を下回る こととなりました。						2 実行結果の検討 (1) 伐採立木材積 主伐については、生産目的の伐採は限定的でしたが、サンプスギの非赤枯性溝腐病被害森林対策としての伐採や開発 に伴う伐採が多く、計画量を上回りました。 間伐については、森林組合等による経営受委託の対象地の確保や効率的な施業の実施等の課題があり、計画量を下回 ることとなりました。					
(2) 人工造林・天然更新別面積 主伐が計画量を上回りましたが、転用に伴う伐採が多かったことから、人工造林及び天然更新は、計画を下回りました。						(2) 人工造林・天然更新別面積 主伐は計画量を上回りましたが、開発に伴う伐採が多かったことから、人工造林については、計画を下回りました。 天然更新については、地域におけるしいたけ原木生産の減少等により、計画を大きく下回りました。					
(3) 林道開設又は拡張の数量 開設事業については、開設予定箇所の法面崩落の発生に伴い、復旧事業実施の必要性が生じたことから、予算及び人手が 当該事業に割かれた結果、計画を下回りました。 拡張事業については、施設の維持管理及び災害復旧を優先して実施したため、進捗が遅れ計画を下回りました。						(3) 林道開設又は拡張の数量 開設事業については計画に基づき着手しましたが、施工箇所の奥地化や脆弱な地質等により工事単価が増大し、開設延 長は計画を下回りました。 拡張事業については、林道が本計画区域の重要な生活並びに生産基盤となっていることから、交通の安全確保、地域 の環境に配慮した整備を推進しましたが、工事単価の増大や施設の維持管理及び災害復旧を優先させる必要があった ため、実行歩合が4%に留まりました。					

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>(4) 保安林の指定・解除面積 保安林指定については、①山間部の水源地域に水源かん養保安林、②山地災害の危険のある地域に土砂崩壊防備保安林、③森林レクリエーション等の利用が期待される海岸地域に保健保安林等の配備を計画しましたが、市町村と連携した指定状況見直し調査を優先したため進捗が遅れ計画を下回りました。</p> <p>(5) 保安施設事業（箇所数） 山地治山事業、<u>保安林整備事業</u>の施行地区数については、<u>令和元年房総半島台風並びに大雨などによる被災箇所</u>を優先して事業を実施したため、計画を下回りました。</p> <p>3 次期計画への課題 <u>令和元年房総半島台風等による被害森林の再生を進めるとともに、間伐等の適切な森林整備や保安林の指定・保安施設事業の実施等による災害に強い森林づくりを実施していくことが必要です。</u> <u>また、森林・林業を支える担い手の育成・確保を図るとともに、県産木材の活用や森林の空間利用など、森林資源の循環利用の促進に取り組んでいく必要があります。</u></p> <p><b>第4 計画に当たっての基本的な考え方</b></p> <p>1 計画の基本方針 計画の推進に当たっては、「ちばの森林づくり」の取組を踏まえ、環境的持続性、経済的持続性、社会的持続性のバランスを考慮しつつ、地域の実情を踏まえた持続的森林管理を進めていくものとします。 具体的には、『Iの第3の2の(2)「ちばの森林づくり」の展開方向』に沿って次のように進めていくものとします。</p> <p>(1) 森林づくりの展開方向 ア 統合的森林政策の推進（<u>「伐って、使って、植える」森林資源の循環利用の促進</u>） ○地域森林管理システムの<u>運用</u> 森林計画、森林整備、森林保全の各情報システムに市町村が整備する林地台帳の管理機能を加えた森林クラウドを<u>市町村や林業事業者とともに活用</u>し、森林整備が必要な森林の抽出、森林整備の履歴の管理と施策への反映など、森林情報を高度に利用した取組を進めていくものとします。 <u>また、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地所情報の整備、ICTの活用による現地調査の省力化、適切な伐採区域の設定などの効率化を推進します。</u></p> <p>○地球温暖化防止や生物多様性の保全等の公益的機能の持続的な発揮を確保する森林管理の促進 地球温暖化防止のため、二酸化炭素の吸収源として期待されている森林の間伐や人工林伐採後の適正な更新等により健全な森林の育成を図ります。また、一部人工林では<u>広葉樹の導入による針広混交林化</u>を目指し、天然林については、主に自然の力を活用することにより生物多様性の保全を確保するなど、期待される機能に応じた森林管理を進めていきます。</p>	<p>(4) 保安林の指定・解除面積 保安林指定については、①山間部の水源地域に水源かん養保安林、②山地災害の危険のある地域に土砂崩壊防備保安林、③森林レクリエーション等の利用が期待される海岸地域に保健保安林等の配備を計画しましたが、市町村と連携した指定状況見直し調査を優先したため進捗が遅れ計画を下回りました。</p> <p>(5) 保安施設事業（箇所数） 山地治山事業、<u>防災林造成事業等</u>の施行地区数については、<u>東日本大震災以降、九十九里地区での津波対策等</u>を優先して事業を実施したため、計画を下回りました。</p> <p>3 次期計画への課題 <u>施業の集約化が図られた森林経営計画による計画的かつ効率的な森林整備の推進、森林・林業を支える担い手の育成・確保、非赤枯性腐朽病や松くい虫・スギカミキリ被害森林の再生及び保安林の指定・保安施設事業等のグリーン・セーフティネットの構築を中心に、県産木材需要の拡大を視野に入れた森林資源の循環利用の促進等について、森林環境譲与税や森林経営管理制度も活用しながら前計画を踏まえて実施していくことが必要です。</u></p> <p><b>第4 計画に当たっての基本的な考え方</b></p> <p>1 計画の基本方針 計画の推進に当たっては、「ちばの森林づくり」の取組を踏まえ、環境的持続性、経済的持続性、社会的持続性のバランスを考慮しつつ、地域の実情を踏まえた持続的森林管理を進めていくものとします。 具体的には、『Iの第3の2の(2)「ちばの森林づくり」の展開方向』に沿って次のように進めていくものとします。</p> <p>(1) 森林づくりの展開方向 ア 統合的森林政策の推進 ○地域森林管理システムの<u>構築</u> 森林計画、森林整備、森林保全の各情報システムに市町村が整備する林地台帳の管理機能を加えた森林クラウドを<u>平成30年度に構築したところであり、今後は市町村や林業事業者とともに森林クラウドを活用</u>し、森林整備が必要な森林の抽出、森林整備の履歴や、<u>モニタリングデータ</u>の管理と施策への反映など、森林情報を高度に利用した取組を進めていくものとします。</p> <p>○地球温暖化防止や生物多様性の保全等の公益的機能の持続的な発揮を確保する森林管理の促進 地球温暖化防止のため、二酸化炭素の吸収源として期待されている森林の間伐や人工林伐採後の適正な更新等により健全な森林の育成を図ります。また、一部人工林では<u>混交林化</u>を目指し、天然林については、主に自然の力を活用することにより生物多様性の保全を確保するなど、期待される機能に応じた森林管理を進めていきます。</p>

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p><u>さらに、近年の森林に対する要請を踏まえ、花粉発生源対策に留意した森林管理や、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。</u></p> <p>○ 森林資源の総合的な循環利用の促進・森林認証制度の活用            森林整備により生産が見込まれる間伐材や木質バイオマス等の有効利用や、建築物の木造化、内外装の木質化、新たな技術を用いた木質部材の普及、広葉樹を含む多様な樹種の活用を図り、森林資源の循環利用が促進されるよう取組を進めます。            また、持続可能な森林経営や環境への配慮などの適正な管理が行われている森林として県営林では森林認証（SGEC）を平成29年度に取得しています。今後は認証木材の認知度の向上や認証取得方法の指導を通じて、私有林における森林認証の取得を促進することで、森林資源の循環利用の一層の普及啓発を図ります。</p> <p>イ 市町村と連携した“ちばらしい”地域組織の形成（<u>市町村と連携した森林整備体制の構築</u>）  <u>○ 千葉県森林経営管理協議会による市町村支援体制の強化</u>  <u>森林・林業関係の業務が増加し、林業専門の技術職員がいない市町村に対して、普及指導事業による継続的な支援に取り組むとともに、さらなる支援体制を強化するために、千葉県森林経営管理協議会の技術職員の確保・育成や、計画づくり等の取組を強化することで、森林環境譲与税を活用した森林整備を推進します。</u></p> <p><u>○ 市町村の計画づくりや集約化の支援</u>  <u>市町村が森林環境譲与税を活用して行う、市町村の森林整備の方針に基づいた、実効性のある具体的な計画づくりや、施業の集約化のための森林所有者との合意形成に関する作業を支援します。森林整備の担い手であり森林所有者との繋がりが強い森林組合と連携することで、森林整備を着実に推進します。</u></p> <p><u>○ 市町村間連携の促進と森林環境譲与税の有効活用の支援</u>  <u>都市部と森林地域など、森林や森林環境譲与税額等の状況が異なる市町村が相互のメリットを求めて連携する取組や、共通の利害を抱える市町村が連携する取組等を促進し、森林環境譲与税を効果的に活用することができる仕組みを構築することで、森林整備を推進します。</u></p> <p>ウ グリーン・セーフティーネットの構築（<u>災害に強い森林づくりの推進</u>）            ○ 公益的機能の高い森林の保全と自然災害や病害虫の対策            特に東日本大震災や松くい虫被害の大きい海岸保安林の復旧を重点的に実施し、保安林の再生を図ることとしています。このほか、計画的な保安林の指定、治山事業を実施していきます。            ○ 道路や電線など重要インフラ等周辺の森林の適切な管理</p>	<p>○ 森林資源の総合的な循環利用の促進・森林認証制度の活用            森林整備により増加が見込まれる間伐材や木質バイオマス等の有効利用や住宅、公共建築物の木造化、内外装の木質化、新たな技術を用いた木質部材の普及、広葉樹を含む多様な樹種の活用を図り、森林資源の循環利用が促進されるよう取組を進めます。            また、持続可能な森林経営や環境への配慮などの適正な管理が行われている森林として県営林では森林認証（SGEC）を平成29年度に取得たところであり、今後は認証木材の認知度の向上や認証取得方法の指導を通じて、私有林における森林認証の取得を促進することで、森林資源の循環利用の一層の普及啓発を図ります。</p> <p>イ 市町村と連携した“ちばらしい”地域組織の形成  <u>○ 地域森林づくり委員会設置による持続的森林管理の推進</u>  <u>市町村森林整備計画の樹立に当たって、多様な主体が参画できる組織を設置していることが望ましく、市町村森林整備計画を地域の森林のマスタープランとしていくためにも、森林経営計画の策定主体や森林整備活動に携わる人などを核として、森林に関心を寄せる人々の組織化を図り、地域の森林づくりに積極的に関わる人材の組織化を支援し、持続的な管理の推進に繋げていく必要があります。具体的には、市町村と連携して多様な主体が参画する「地域森林づくり委員会（仮称）」を地域ごとに設置し地元住民との合意形成を図るとともに、県においては出先事務所を拠点に複数の森林総合監理士を配置するなど集団的な指導体制を確保することに努めるものとします。</u></p> <p><u>○ 地域生に即した多様な担い手の育成と地域や市町村と連携した新たな森林整備体制の構築推進</u>  <u>「地域森林づくり委員会（仮称）」の構成は、森林所有者、林業事業者、住民代表、地域NPO（森林ボランティア）、環境保護団体等多様な担い手によって構成される必要があるが、委員会の目的が自らの施策決定と森林整備実行に向けての体制整備にあるため、地域や市町村ごとの自主性の担保に努めるものとします。また、県は森林現場や所有者に最も近い市町村とともに森林環境譲与税や森林経営管理制度も活用し、林業事業者等とも連携して森林整備を進める体制の構築を推進します。</u></p> <p>ウ グリーン・セーフティーネットの構築            ○ 公益的機能の高い森林の保全や公有地化、自然災害や病害虫の対策            特に東日本大震災や松くい虫被害の大きい海岸保安林の復旧を重点的に実施し、保安林の再生を図ることとしています。このほか、計画的な保安林の指定、治山事業を実施していきます。            ○ 道路や電線など重要インフラ等周辺の森林の適正な管理</p>

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>令和元年房総半島台風等において、多くの倒木が発生し、大規模停電と交通遮断の要因となったことを教訓として、道路や電線などの重要なインフラ等周辺の森林の適切な管理を推進していきます。</p> <p>○ 適正な林地開発の指導</p> <p>森林法及び平成22年10月から施行された千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例及び千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針により、適正な林地開発や砂利採取等一時的な転用地の早期の緑化を指導します。</p> <p>○ 森林病虫害の防除と被害森林の再生</p> <p>森林の有する多面的機能を発揮させるため、海岸保安林における松くい虫防除対策を徹底するとともに、非赤枯性溝腐病被害跡地における森林の再生や、ナラ枯れ対策等を推進していきます。</p> <p>○ 景観や生物多様性の保全</p> <p>人工林や竹林の整備、里山活動協定認定への支援等により森林景観の向上を図り、また、<u>奥地</u>人工林や天然林の適正な管理により生物多様性の保全に努めます。</p> <p>○ 森林環境教育の推進</p> <p>教育の森の利用促進や県有林・海岸保安林の再生への参画など、様々な機会をとらえて森林への関心を高めていきます。</p> <p>(2) 整備主体</p> <p>森林整備の集約化と低コスト化を図るため、森林組合など林業事業者等が行う森林経営計画の策定を支援するとともに、森林経営計画策定の中心となる林業技術者の養成など担い手の確保・育成に取り組む必要があります。</p> <p>また、海岸保安林の再生や県民のニーズに応えた私有林における多様な森林機能を確保していくため、地域の合意のもとに企業や市民活動団体など多様な主体の参画による多彩な森林整備活動を促進する必要があります。</p> <p><b>【削除】</b></p> <p>※ 海岸保安林の再生：Ⅲ第4の4(1)に同様の記述があるため、そちらに加筆</p> <p>※ 放射線物質対策：Ⅲ第3の6(5)カに移動</p> <p>2 森林の整備及び保全の目標設定の考え方</p> <p>(1) 森林の整備及び保全の目標設定の考え方（区分方法）</p> <p>森林の整備に当たっては、その森林に求められる機能に応じ、①主に資源の再生産や二酸化炭素を吸収する能力</p>	<p>令和元年9月の台風第15号による大規模停電において、多くの倒木が停電復旧工事の支障となったことを教訓として、道路や電線などの重要なインフラ等周辺の森林の適正な管理を推進していきます。</p> <p>○ 適正な林地開発の指導</p> <p>森林法及び平成22年10月から施行された千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例及び千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針により、適正な林地開発や砂利採取等一時的な転用地の早期の緑化を指導します。</p> <p>○ 森林病虫害の防除と被害森林の再生</p> <p>森林の有する多面的機能を発揮させるため、海岸保安林における松くい虫防除対策を徹底するとともに、非赤枯性溝腐病被害跡地における森林の再生や、<u>スギカミキリ被害対策</u>、ナラ枯れ対策等を推進していきます。</p> <p>○ 景観や生物多様性の保全</p> <p>人工林や竹林の整備、里山活動協定認定への支援等により森林景観の向上を図り、また奥地人工林や天然林の適正な管理により生物多様性の保全に努めます。</p> <p>○ 森林環境教育の推進</p> <p>教育の森の利用促進や県有林・海岸保安林の造成への参画など、<u>いろいろ</u>な機会をとらえて森林への関心を高めていきます。</p> <p>(2) 整備主体</p> <p>森林整備の集約化と低コスト化を図るため、森林組合など林業事業者等が行う森林経営計画の策定を支援するとともに、森林経営計画策定の中心となる森林施業プランナーや林業技術者の養成など担い手の確保・育成に取り組む必要があります。</p> <p>また、海岸保安林の再生や県民のニーズに応えた私有林における多様な森林機能を確保していくため、地域の合意のもとに企業や民間団体など多様な主体の参画による多彩な森林整備活動を促進する必要があります。</p> <p><b>(3) 海岸保安林の再生及び特用林産物の放射性物質による汚染対策に向けた取組</b></p> <p><u>海岸保安林については、松くい虫被害が続いており、館山市平砂浦を中心に千葉県有保安林の再生を重点的に実施するなど、海岸保安林の機能回復を森林行政の重要な課題として取り組む必要があります。</u></p> <p><u>また、特用林産物の放射性物質による汚染については、今後も定期的に放射性物質検査を継続し、県産特用林産物の安全性の確保のため迅速な検査結果の公表に努め、さらに出荷制限・自粛の解除に向けた検査や放射性物質低減対策の実施、しいたけ原木の供給等、安全な特用林産物を生産するための取組を進める必要があります。</u></p> <p>2 森林の整備及び保全の目標設定の考え方</p> <p>(1) 森林の整備及び保全の目標設定の考え方（区分方法）</p> <p>森林の整備に当たっては、その森林に求められる機能に応じ、①主に資源の再生産や二酸化炭素を吸収する能力</p>

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>の高い森林を目指し、木材利用を積極的に進めていくために適正な保育・間伐等を実施する育成単層林（人工林）、②地域の防災機能を担う森林や林地生産力が低い人工林等については、<u>花粉発生源対策にも留意し</u>、人為と自然の力を適切に組み合わせた育成複層林（針広混交林）、③現状を保持し、適正に管理していく天然生林、以上の3区分により求められる機能に応じた整備を進めていくものとします（図-8）。</p>	<p>の高い森林を目指し、木材利用を積極的に進めていくために適正な保育・間伐等を実施する育成単層林（人工林）、②地域の防災機能を担う森林や林地生産力が低い人工林等については、<u>花粉発生源対策にも留意し</u>、人為と自然の力を適切に組み合わせた育成複層林（針広混交林<del>②</del>）、③現状を保持し、適正に管理していく天然生林、以上の3区分により求められる機能に応じた整備を進めていくものとします（図-8）。</p>
<p><b>【2は以下略】</b></p>	<p><b>【2は以下略】</b></p>
<p>(2) 森林の区分に応じた誘導の考え方</p>	<p>(2) 森林の区分に応じた誘導の考え方</p>
<p>① 育成単層林</p> <p>現況が育成単層林となっている森林のうち、林地生産力が比較的高く、かつ、傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図ります。この場合、短伐期や長伐期など多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図ります。特に再生産を目指す育成単層林においては、林業生産活動を活性化するために、林道等路網の生産基盤の整備を始めとし、高性能林業機械導入の推進、流通・加工体制の整備、労働力の確保等の対策を推進する一方、非赤枯性溝腐病等の病害虫対策等を徹底し、健全で活力ある森林を維持していく必要があります。</p> <p>また、急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林については、育成複層林に誘導します。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、自然条件等に応じ、帯状又は群状の伐採と植栽による確実な更新により、効率的に育成複層林に誘導します。</p>	<p>① 育成単層林</p> <p>現況が育成単層林となっている森林のうち、林地生産力が比較的高く、かつ、傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図ります。この場合、短伐期や長伐期など多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図ります。特に再生産を目指す育成単層林においては、林業生産活動を活性化するために、林道等路網の生産基盤の整備を始めとし、高性能林業機械導入の推進、流通・加工体制の整備及び労働力の確保等の対策を推進する一方、非赤枯性溝腐病等の病害虫対策等を徹底し、健全で活力ある森林を維持していく必要があります。</p> <p>また、急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林については、育成複層林に誘導します。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、自然条件等に応じ、帯状又は群状の伐採と植栽による確実な更新により、効率的に育成複層林に誘導します。</p> <p><u>なお、林地生産力が低く公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なその他の森林は、自然条件等に応じて択伐や帯状又は群状の伐採と広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導します。</u></p>
<p>② 育成複層林</p> <p>現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とします。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図ります。</p> <p>③ 天然生林</p> <p>現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導します。</p> <p>その他の森林は、天然生林として維持します。特に原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図ります。</p>	<p>② 育成複層林</p> <p>現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とします。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図ります。</p> <p>③ 天然生林</p> <p>現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導します。</p> <p>その他の森林は、天然生林として維持します。特に原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図ります。</p>
<p>(3) 伐採、造林等の目標設定の考え方</p>	<p>(3) 伐採、造林等の目標設定の考え方</p>
<p>① 立木竹の伐採</p> <p>主伐については、森林の多面的機能の発揮、森林資源の持続的かつ有効利用を推進するため、資源の賦存状況及び</p>	<p>① 立木竹の伐採</p> <p>主伐については、<u>発揮を期待する機能に応じて3の施策方法を組み合わせ</u>、森林の多面的機能の発揮、森林資源の</p>

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>齢級構成の平準化に配慮しつつ、伐採年齢の多様化及び長期化を図ります。</p> <p>間伐については、健全な森林の育成及び地球温暖化防止に資する二酸化炭素の吸収・固定などの多様な公益的機能の発揮を図るため、資源の齢級構成、実行率等を勘案して設定します。</p> <p>なお、伐採した立木については、用材・チップ・木質バイオマス等適正に利用し、森林資源の循環利用が図られるよう努めます。</p> <p>② 造林</p> <p>木材資源の循環利用のために不可欠な造林については、伐採跡地の自然条件、地域における社会的経済的条件を考慮の上、伐採跡地への速やかな造林、自然力と人為の組み合わせによる針広混交林化、育成複層林造成のための適切な造林等の推進を図ります。</p> <p>③ 保育及び間伐</p> <p>健全な森林を育成して公益的機能の発揮を図るため、育成単層林(人工林)を主体に、下刈り、つる切り、間伐等を積極的に推進します。また、特にサンプスギ林においては、非赤枯性腐朽病の予防対策の観点から、適切な枝打ちと適期の間伐を推進します。</p> <p>④ 保安施設等</p> <p>保安林制度の活用による森林の保全を図るため、水源涵養<sup>かんよう</sup>や防災等の機能の高い森林を中心に、森林所有者や地域の合意を得ながら指定を促進します。</p> <p>また、山地災害危険地区の防災対策や海岸防災林を整備・保全するための治山事業の計画的な推進を図ります。</p> <p>3 森林の機能と森林整備の推進方向</p> <p>「Iの第3の1の(2)のイの表-2 森林機能からみた目指すべき森林」のとおり、森林は様々な機能を複合的に発揮していますが、本計画では、その機能を、全国森林計画の機能区分により「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」、「木材等生産機能」に大別することとします。</p> <p>また、単一樹種による森林施業は、病害虫や気象害を受けた際に大きな被害となる可能性や、将来の需要が大きく変化した場合に経済的損失が大きくなるおそれがあることから、経済活動としての森林経営や将来にわたって森林を良好な状態に維持するための危険分散としての多様な森林づくりが求められます。</p> <p>今後も木材利用をめぐる著しい情勢の変化が予想されており、林業の持つ長期性という特性の中で、そのような情勢の変化に柔軟に対応できるよう、これからの森林整備は、地域の森林資源の構成及び自然条件並びに森林に対する社会的要請を勘案の上、1に定める計画の基本方針に従い、望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めるものとします。</p>	<p>持続的かつ有効利用を推進するため、資源の賦存状況及び齢級構成の平準化に配慮しつつ、伐採年齢の多様化及び長期化を図ります。</p> <p>間伐については、健全な森林の育成及び地球温暖化防止に資する二酸化炭素の吸収・固定などの多様な公益的機能の発揮を図るため、資源の齢級構成、実行率等を勘案して設定します。</p> <p>なお、伐採した立木については、用材・チップ・木質バイオマス等適正に利用し、森林資源の循環利用が図られるよう努めます。</p> <p>② 造林</p> <p>木材資源の循環利用のために不可欠な造林については、伐採跡地の自然条件、地域における社会的経済的条件を考慮のうえ、伐採跡地への速やかな造林、自然力と人為の組み合わせによる針広混交林化、育成複層林造成のための適切な造林等の推進を図ります。</p> <p>③ 保育及び間伐</p> <p>健全な森林を育成して公益的機能の発揮を図るため、育成単層林(人工林)を主体に、下刈り、つる切り、間伐等を積極的に推進します。また、特にサンプスギ林においては、非赤枯性腐朽病の予防対策の観点から、適切な枝打ちと適期の間伐を推進します。</p> <p>④ 保安施設等</p> <p>保安林制度の活用による森林の保全を図るため、水源涵養<sup>かんよう</sup>や防災等の機能の高い森林を中心に、森林所有者や地域の合意を得ながら指定を促進します。</p> <p>また、山地災害危険地区の防災対策や海岸防災林を整備・保全するための治山事業の計画的な推進を図ります。</p> <p>3 森林の機能と森林整備の推進方向</p> <p>「Iの第3の1の(2)のイの表-2 森林機能からみた目指すべき森林」のとおり、森林は様々な機能を複合的に発揮していますが、本計画では、その機能を、全国森林計画の機能区分により「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」、「木材等生産機能」に大別することとします。</p> <p>また、単一樹種による森林施業は、病害虫や気象害を受けた際に大きな被害となる可能性や、将来の需要が大きく変化した場合に経済的損失が大きくなる恐れがあることから、経済活動としての森林経営や将来にわたって森林を良好な状態に維持するための危険分散としての多様な森林づくりが求められます。</p> <p>今後も木材利用をめぐる著しい情勢の変化が予想されており、林業の持つ長期性という特性の中で、そのような情勢の変化に柔軟に対応できるよう、これからの森林整備は、地域の森林資源の構成及び自然条件並びに森林に対する社会的要請を勘案の上、1に定める計画の基本方針に従い、望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めるものとします。</p>

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案	令和元年度樹立																																																																																																																								
<p><b>Ⅲ 計画事項</b></p> <p><b>第1 計画の対象とする森林の区域</b></p> <p>計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。</p> <p>森林計画図は、千葉県農林水産部森林課において縦覧します。</p> <p>なお、計画の対象とする森林は、次の(1)～(3)の事項の対象となります。</p> <p>(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定による開発行為の許可</p> <p>(2) 森林法第10条の7の2第1項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出</p> <p>(3) 森林法第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出</p> <p>ただし、(1)については、保安林、保安施設地区の区域内の森林、海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、(3)については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除きます。</p> <p>計画の対象とする森林の市町村別面積 (令和6年3月31日現在) 単位 面積: ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>79,619</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17,693</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夷隅地区</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>勝浦市</td> <td>4,124</td> <td></td> </tr> <tr> <td>いすみ市</td> <td>6,229</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大多喜町</td> <td>6,086</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御宿町</td> <td>1,255</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安房地区</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30,273</td> <td></td> </tr> <tr> <td>館山市</td> <td>4,519</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鴨川市</td> <td>11,485</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南房総市</td> <td>11,779</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋸南町</td> <td>2,491</td> <td></td> </tr> <tr> <td>君津地区</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>31,652</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津市</td> <td>3,838</td> <td></td> </tr> <tr> <td>君津市</td> <td>16,404</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富津市</td> <td>9,790</td> <td></td> </tr> <tr> <td>袖ヶ浦市</td> <td>1,621</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 各欄には四捨五入した値を表記しており、集計値と計の欄の値が一致しない場合がある。</p> <p><b>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</b></p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 森林の整備及び保全の目標 <b>【略】</b></p> <p>(2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、全体としては、①育成単層林での間伐等保育の積極的な推進、②育成複層林化や長伐期施業の推進、③天然生林の保全及び必要な管理、④保安林制度の適切な運用、⑤治山施設</p>	区分	面積	備考	総数	79,619		計	17,693		夷隅地区			勝浦市	4,124		いすみ市	6,229		大多喜町	6,086		御宿町	1,255		安房地区			計	30,273		館山市	4,519		鴨川市	11,485		南房総市	11,779		鋸南町	2,491		君津地区			計	31,652		木更津市	3,838		君津市	16,404		富津市	9,790		袖ヶ浦市	1,621		<p><b>Ⅲ 計画事項</b></p> <p><b>第1 計画の対象とする森林の区域</b></p> <p>計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。</p> <p>森林計画図は、千葉県農林水産部森林課において縦覧します。</p> <p>なお、計画の対象とする森林は、次の(1)～(3)までの事項の対象となります。</p> <p>(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定による開発行為の許可</p> <p>(2) 森林法第10条の7の2第1項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出</p> <p>(3) 森林法第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出</p> <p>ただし、(1)については、保安林、保安施設地区の区域内の森林、海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、(3)については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除きます。</p> <p>計画の対象とする森林の市町村別面積 (令和5年3月31日現在) 単位 面積: ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>84,849</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,029</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夷隅地区</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>勝市</td> <td>4,382</td> <td></td> </tr> <tr> <td>いすみ市</td> <td>6,648</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大多喜町</td> <td>6,698</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御宿町</td> <td>1,301</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安房地区</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>31,416</td> <td></td> </tr> <tr> <td>館山市</td> <td>4,731</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鴨川市</td> <td>11,870</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南房総市</td> <td>12,253</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋸南町</td> <td>2,563</td> <td></td> </tr> <tr> <td>君津地区</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34,404</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津市</td> <td>4,080</td> <td></td> </tr> <tr> <td>君津市</td> <td>18,140</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富津市</td> <td>10,403</td> <td></td> </tr> <tr> <td>袖ヶ浦市</td> <td>1,781</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 各欄には四捨五入した値を表記しており、集計値と計の欄の値が一致しない場合がある。</p> <p><b>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</b></p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 森林の整備及び保全の目標 <b>【略】</b></p> <p>(2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、全体としては、①育成単層林での間伐等保育の積極的な推進、②育成複層林化や長伐期施業の推進、③天然生林の保全及び必要な管理、④保安林制度の適切な運用、⑤治山施設</p>	区分	面積	備考	総数	84,849		計	19,029		夷隅地区			勝市	4,382		いすみ市	6,648		大多喜町	6,698		御宿町	1,301		安房地区			計	31,416		館山市	4,731		鴨川市	11,870		南房総市	12,253		鋸南町	2,563		君津地区			計	34,404		木更津市	4,080		君津市	18,140		富津市	10,403		袖ヶ浦市	1,781	
区分	面積	備考																																																																																																																							
総数	79,619																																																																																																																								
計	17,693																																																																																																																								
夷隅地区																																																																																																																									
勝浦市	4,124																																																																																																																								
いすみ市	6,229																																																																																																																								
大多喜町	6,086																																																																																																																								
御宿町	1,255																																																																																																																								
安房地区																																																																																																																									
計	30,273																																																																																																																								
館山市	4,519																																																																																																																								
鴨川市	11,485																																																																																																																								
南房総市	11,779																																																																																																																								
鋸南町	2,491																																																																																																																								
君津地区																																																																																																																									
計	31,652																																																																																																																								
木更津市	3,838																																																																																																																								
君津市	16,404																																																																																																																								
富津市	9,790																																																																																																																								
袖ヶ浦市	1,621																																																																																																																								
区分	面積	備考																																																																																																																							
総数	84,849																																																																																																																								
計	19,029																																																																																																																								
夷隅地区																																																																																																																									
勝市	4,382																																																																																																																								
いすみ市	6,648																																																																																																																								
大多喜町	6,698																																																																																																																								
御宿町	1,301																																																																																																																								
安房地区																																																																																																																									
計	31,416																																																																																																																								
館山市	4,731																																																																																																																								
鴨川市	11,870																																																																																																																								
南房総市	12,253																																																																																																																								
鋸南町	2,563																																																																																																																								
君津地区																																																																																																																									
計	34,404																																																																																																																								
木更津市	4,080																																																																																																																								
君津市	18,140																																																																																																																								
富津市	10,403																																																																																																																								
袖ヶ浦市	1,781																																																																																																																								

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案				令和元年度樹立			
<p>整備、⑥森林病虫害対策の実施等により森林の整備、保全を推進します。</p> <p>また、併存する機能の発揮に配慮しつつ、発揮すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や保全措置により健全な森林を育成していくため、森林を地域の特性、資源の状況、<u>自然条件及び生物多様性保全や花粉発生源対策などの森林に対する社会的要請を勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能</u>に応じて、森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めるものとします。</p> <p>【(2)は以下略】</p> <p>(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等</p>				<p>整備、⑥森林病虫害対策の実施等により森林の整備、保全を推進します。</p> <p>また、併存する機能の発揮に配慮しつつ、発揮すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や保全措置により健全な森林を育成していくため、森林を地域の特性、資源の状況及び<u>自然条件・社会的要請を勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能</u>に応じて、森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めるものとします。</p> <p>【(2)は以下略】</p> <p>(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等</p>			
		単位 面積:ha				単位 面積:ha	
区分		現況	計画期末	区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	23,878	23,872	面積	育成単層林	32,129	32,115
	育成複層林	45	944		育成複層林	110	792
	天然生林	47,397	47,233		天然生林	42,127	42,057
	森林蓄積 (m3/ha)	208	217		森林蓄積 (m3/ha)	225	234
<p>注) 1 現況は、計画樹立時の数値である。</p> <p>2 森林蓄積は、立木地における平均蓄積である。</p>				<p>注) 1 現況は、計画樹立時の数値である。</p> <p>2 森林蓄積は、立木地における平均蓄積である。</p>			
2 その他必要な事項 <b>【略】</b>				2 その他必要な事項 <b>【略】</b>			
第3 森林の整備に関する事項				第3 森林の整備に関する事項			
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）				1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）			
<p>市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壌等森林の自然条件、森林資源の構成、<u>生物多様性保全や花粉発生源対策などの森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の素材生産の動向、野生生物の生息状況等を勘案して、立木竹の伐採に関する事項を定めるものとします。</u></p> <p>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針</p> <p>主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によるものとします。</p> <p>主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。</p> <p>また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めて伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。</p> <p>なお、集材路の作設等に当たっては、<u>「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知)に従い、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。</u></p>				<p>市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壌等森林の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の素材生産の動向、野生生物の生息状況等を勘案して、立木竹の伐採に関する事項を定めるものとします。</p> <p>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針</p> <p>主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によるものとします。</p> <p>主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。</p> <p>また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めて伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。</p> <p>なお、集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した<u>うえ</u>で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。</p>			

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>【(1)は以下略】</p> <p>(2) 立木の標準伐期齢に関する指針 <b>【略】</b></p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>ア 竹林の管理 <b>【略】</b></p> <p>イ 森林の生物多様性の保全 <b>【略】</b></p> <p>ウ しいたけ原木林（コナラ・クスギ）の伐採</p> <p>原木林の胸高直径が10～16cmとなった段階で皆伐し、原木を収穫します。伐採の時期は、成長休止期とし、伐期齢は15年程度とします。伐採位置は、更新のたびに高くなるため、初回の伐採位置はできるだけ地面に近く地上5cm程度とし、根株の腐朽を防ぐために切り口は多少傾斜をつけ、水切りを良くします。ぼう芽枝は光を必要とするため、切り株には陽光が十分に<b>当</b>たるようにします。また、林齢が高くなり、根株の直径が大きくなるほど、ぼう芽する能力が低下するので注意が必要です。</p> <p>なお、伐採した原木を使用する場合は、放射性物質の検査を行い、<b>安全性を確認する</b>必要があります。</p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壌等の森林の自然条件、森林資源の構成、<b>生物多様性保全や花粉発生源対策などの</b>森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、<b>施業制限の有無、地域の木材の利用状況、野生生物の生息状況等を</b>勘案して造林に関する事項を定めるものとします。</p> <p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針</p> <p>人工造林をすべき樹種は適地適木を旨とし、市町村内の立地条件、木材の利用状況及び森林造成の目的を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要です。<b>なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めることとします。</b></p> <p>また、将来にわたって森林経営を維持しようとする場合には、スギ・ヒノキ・クスギを主体に定めるものとし、森林を良好な状態に維持するための危険分散として多様な森林づくりに配慮しようとする場合で、その他の樹種を造林しようとする場合には、森林の風倒被害対策の技術資料（案）等を参考に選定することとします。</p> <p>また、<b>これ以外の樹種</b>についても必要がある場合には、各市町村において別途指針を定めるものとします。</p> <p>なお、スギやヒノキによる人工造林に当たっては、<b>花粉発生源対策に資する花粉の少ない苗木(少花粉品種や特定苗</b></p>	<p>【(1)は以下略】</p> <p>(2) 立木の標準伐期齢に関する指針 <b>【略】</b></p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>ア 竹林の管理 <b>【略】</b></p> <p>イ 森林の生物多様性の保全 <b>【略】</b></p> <p>ウ しいたけ原木林（コナラ・クスギ）の伐採</p> <p>原木林の胸高直径が10～16cmとなった段階で皆伐し、原木を収穫します。伐採の時期は、成長休止期とし、伐期齢は15年程度とします。伐採位置は、更新のたびに高くなるため、初回の伐採位置はできるだけ地面に近く地上5cm程度とし、根株の腐朽を防ぐために切り口は多少傾斜をつけ、水切りを良くします。ぼう芽枝は光を必要とするため、切り株には陽光が十分に<b>あ</b>たるようにします。また、林齢が高くなり、根株の直径が大きくなるほど、ぼう芽する能力が低下するので注意が必要です。</p> <p>なお、伐採した原木を使用する場合は、放射性物質の検査を行<b>う</b>必要があります。</p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壌等の森林の自然条件、森林資源の構成、<b>生物多様性保全や花粉発生源対策などの</b>森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、<b>施業制限の有無、地域の木材の利用状況、野生生物の生息状況等を</b>勘案して造林に関する事項を定めるものとします。</p> <p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針</p> <p>人工造林をすべき樹種は適地適木を旨とし、市町村内の立地条件、木材の利用状況及び森林造成の目的を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要です。</p> <p>また、将来にわたって森林経営を維持しようとする場合には、スギ・ヒノキ・クスギを主体に定めるものとし、森林を良好な状態に維持するための危険分散として多様な森林づくりに配慮しようとする場合で、その他の樹種を造林しようとする場合には、森林の風倒被害対策の技術資料（案）等を参考に選定することとします。</p> <p>また<b>これ以外の樹種</b>についても必要がある場合には、各市町村において別途指針を定めるものとします。</p> <p>なお、スギやヒノキによる人工造林に当たっては、<b>花粉症対策に資する少花粉品種や等の苗木や供給状況に応じて、</b></p>

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>木等)を活用するよう努めます。</p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針</p> <p>(7) 育成単層林(人工林)における植栽本数 <b>【略】</b></p> <p>(4) 育成複層林における植栽本数</p> <p>択伐後の植栽本数は、伐採材積と伐採前の当該森林の蓄積との比率に応じて、(7)の植栽本数から決定することとします。</p> <p>また、帯状・群状の皆伐後の植栽本数は、伐採面積に(7)の植栽本数を乗じた本数を植栽することとします。</p> <p>なお、(7)の表によらない造林計画については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実な更新に配慮して、植栽本数を決定することとします。</p> <p>(6) 人工造林の標準的な方法 <b>【略】</b></p> <p>ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針</p> <p>森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、皆伐による伐採跡地では、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽を完了することとします。なお、択伐による伐採跡地では、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。</p> <p>(2) 天然更新に関する指針 <b>【略】</b></p> <p>ア 天然更新の対象樹種に関する指針</p> <p>適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、本計画区においては天然更新樹種を下記のとおり定めま</p> <p>す。</p> <p>なお、道路や電線に沿った箇所等で、下記によらない場合については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や林業普及指導員の技術的助言等を参考に天然更新樹種を定めることとします。</p> <p>コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、イイギリ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、クマノミズキ、ホオノキ、カエデ類、ウラジロノキ、マツ類、シイ・カン類、ヤブニッケイ、ヒメユズリハ、カクレミノ、アカメガシワ、カラスザンショウ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ、カゴノキ、スギ、ヒノキ、モミ、ツガ等将来高木となり林冠(森林上部の葉群層)を構成しうる樹種</p> <p>なお、ぼう芽力は樹種によって著しい差異があることから、ぼう芽更新を行うことができる林分はぼう芽力の強い以下の樹種で構成されている林分とします。</p> <p>コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、ホオノキ、</p>	<p>特定苗木を活用するよう努めることとします。</p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針</p> <p>(7) 育成単層林(人工林)における植栽本数 <b>【略】</b></p> <p>(4) 育成複層林における植栽本数</p> <p>択伐後の植栽本数は、伐採材積と伐採前の当該森林の蓄積との比率に応じて、(7)の植栽本数から決定することとします。</p> <p>また、帯状・群状の皆伐後の植栽本数は、伐採面積に(7)の植栽本数を乗じた本数を植栽することとします。</p> <p>なお、(7)の表によらない造林計画については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実な更新に配慮して、植栽本数を決定することとします。</p> <p>(7) 人工造林の標準的な方法 <b>【略】</b></p> <p>ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針</p> <p>森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、皆伐による伐採跡地では、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して2年以内に植栽を完了することとします。なお、択伐による伐採跡地では、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。</p> <p>(2) 天然更新に関する指針 <b>【略】</b></p> <p>ア 天然更新の対象樹種に関する指針</p> <p>適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、本計画区においては天然更新樹種を下記のとおり定めま</p> <p>す。</p> <p>なお、道路や電線に沿った箇所等で、下記によらない場合については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や林業普及指導員の技術的助言等を参考に天然更新樹種を定めることとします。</p> <p>コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、イイギリ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、クマノミズキ、ホオノキ、カエデ類、ウラジロノキ、マツ類、シイ・カン類、ヤブニッケイ、ヒメユズリハ、カクレミノ、アカメガシワ、カラスザンショウ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ、カゴノキ、スギ、ヒノキ、モミ、ツガ等将来高木となり林冠(森林上部の葉群層)を構成しうる樹種</p> <p>なお、ぼう芽力は樹種によって著しい差異があることから、ぼう芽更新を行うことができる林分はぼう芽力の強い以下の樹種で構成されている林分とします。</p> <p>コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、ホオノキ、</p>

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>カエデ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ等将来高木となり林冠(森林上部の葉群層)を構成しうる樹種</p> <p>また、ぼう芽更新に適する樹種であっても、大径木や老齢木で構成される森林においては、ぼう芽更新が期待できないことから、天然下種更新のために母樹を残すか、植栽により適確な更新を行うこととします。伐採に適した時期は樹液の流動が休止している11月～3月の間とします。</p> <p><b>【(2)は以下略】</b></p> <p>(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 <b>【略】</b></p> <p>(4) その他必要な事項 <b>【略】</b></p> <p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、市町村内の森林資源の構成及び間伐・保育の実施状況を勘案して間伐及び保育に関する事項を定めるものとします。</p> <p>(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 <b>【略】</b></p> <p>ア 間伐の時期 <b>【略】</b></p> <p>イ 間伐木の選定方法</p> <p>植栽木個体間の競争の緩和が間伐の目的であることから、間伐木の選定は被圧木及び形質不良木のみを片寄ることなく、立木の配置がなるべく均等になるように選木することとします。</p> <p>なお、花粉発生源対策として雄花着生量の多いものを優先的に選木することに配慮することとします。</p> <p>ウ 間伐率 <b>【略】</b></p> <p>(2) 保育の標準的な方法に関する指針 <b>【略】</b></p> <p>ア 下刈り・つる切の方法等</p> <p>下刈り及びつる切は、省力化・効率化に留意し、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期や回数及び作業方法により行うこととします。</p> <p>イ 除伐の方法等</p> <p>除伐に当たっては、目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとします。</p> <p>また、スギ・ヒノキの除伐は目的外樹種や形質不良木に加えて、花粉発生源対策として雄花着生量が多いものも除伐対象とすることとします。</p> <p><b>【(2)は以下略】</b></p>	<p>カエデ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ等将来高木となり林冠(森林上部の葉群層)を構成しうる樹種</p> <p>また、ぼう芽更新に適する樹種であっても、大径木や老齢木で構成される森林においては、ぼう芽更新が期待できないことから、天然下種更新のために母樹を残すか、植栽により適確な更新を行うこととします。伐採に適した時期は樹液の流動が休止している11月から3月の間とします。</p> <p><b>【(2)は以下略】</b></p> <p>(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 <b>【略】</b></p> <p>(4) その他必要な事項 <b>【略】</b></p> <p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、市町村内の森林資源の構成及び間伐・保育の実施状況を勘案して間伐及び保育に関する事項を定めるものとします。</p> <p>(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 <b>【略】</b></p> <p>ア 間伐の時期 <b>【略】</b></p> <p>イ 間伐木の選定方法</p> <p>植栽木個体間の競争の緩和が間伐の目的であることから、間伐木の選定は被圧木及び形質不良木のみを片寄ることなく、立木の配置がなるべく均等になるように選木することとします。</p> <p>なお、花粉症対策として雄花着生量の多いものを優先的に選木することに配慮することとします。</p> <p>ウ 間伐率 <b>【略】</b></p> <p>(2) 保育の標準的な方法に関する指針 <b>【略】</b></p> <p>ア 下刈り・つる切の方法等</p> <p>下刈り及びつる切は、省力化・効率化に留意し、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期や回数及び作業方法により行うこととします。</p> <p>イ 除伐の方法等</p> <p>除伐にあたっては、目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとします。</p> <p>また、スギ・ヒノキの除伐は目的外樹種や形質不良木に加えて、花粉症対策として雄花着生量が多いものも除伐対象とすることとします。</p> <p><b>【(2)は以下略】</b></p>

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>(3) その他必要な事項</p> <p><b>【ア～イは略】</b></p> <p>ウ 枝打ちは、①優良材質の木材の生産、②林内の光環境の調節（複層林造成のための受光伐を含む）、③病虫害などからの保護を目的として実施します。</p> <p>優良材質の木材として無節の柱材生産を目指す場合は、10.5cm角の柱では幹の直径が6cmまで、12cm角の柱では幹の直径が7.5cmまでに枝打ちを行います。</p> <p>また、枝打ちは樹木の成長を抑制することから、1回の打ち上げ高は1.5～2.0m程度とし、樹冠の長さが樹高の2分の1を下回らないように実施します。</p> <p>特に、サンブスギ林においては、非赤枯性溝腐病の被害予防に効果があることから、積極的に実施することとします。また、実施時期は、幹の受傷と変色の発生に対して安全性の高い10月～2月頃に行うこととします。</p> <p>エ 周辺から林内に侵入した竹類については、放置すると高密度化し、森林の多面的機能の低下を招くおそれがあることから、原則として除伐や<u>たけのこ</u>の除去により拡大を防ぐこととします。また、<u>除伐の実施時期</u>は、翌年の発生を抑えることに効果的な6～8月とします。</p> <p><b>【(3)は以下略】</b></p>	<p>(3) その他必要な事項</p> <p><b>【ア～イは略】</b></p> <p>ウ 枝打ちは、①優良材質の木材の生産、②林内の光環境の調節（複層林造成のための受光伐を含む）、③病虫害などからの保護を目的として実施します。</p> <p>優良材質の木材として無節の柱材生産を目指す場合は、10.5cm角の柱では幹の直径が6cmまで、12cm角の柱では幹の直径が7.5cmまでに枝打ちを行います。</p> <p>また、枝打ちは樹木の成長を抑制することから、1回の打ち上げ高は1.5～2.0m程度とし、樹冠の長さが樹高の2分の1を下回らないように実施します。</p> <p>特に、サンブスギ林においては、非赤枯性溝腐病の被害予防に効果があることから、積極的に実施することとします。また、実施時期は、幹の受傷と変色の発生に対して安全性の高い10月<u>から</u>2月頃に行うこととします。</p> <p>エ 周辺から林内に侵入した竹類については、放置すると高密度化し、森林の多面的機能の低下を招くおそれがあることから、原則として除伐や<u>タケノコ</u>の除去により拡大を防ぐこととします。また<u>除伐の実施時期</u>は、翌年の発生を抑えることに効果的な6～8月とします。</p> <p><b>【(3)は以下略】</b></p>
<p>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p><b>【略】</b></p> <p>(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針</p> <p>公益的機能別施業森林は、「Ⅲの第2の1の(1)に示す森林の有する機能」のうち「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、及び「生物多様性保全機能」の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とします。</p> <p>なお、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」<u>及び</u>「生物多様性保全機能」の3機能を併せて「保健文化機能」として区分することとします。</p> <p>ア 区域の設定の基準</p> <p><b>【略】</b></p> <p>(7) 水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）</p> <p>水源かん養保安林や干害防備保安林、ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、遊水池、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域とします。</p> <p>(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p><b>【略】</b></p> <p>(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針</p> <p>公益的機能別施業森林は、「Ⅲの第2の1の(1)に示す森林の有する機能」のうち「水源涵養機能」、「山地災害防止／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、及び「生物多様性保全機能」の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とします。</p> <p>なお、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、<u>「生物多様性保全機能」</u>の3機能を併せて「保健文化機能」として区分することとします。</p> <p>ア 区域の設定の基準</p> <p><b>【略】</b></p> <p>(7) 水源<u>の</u>涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）</p> <p>水源かん養保安林や干害防備保安林、ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、遊水池、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域とします。</p> <p>(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>① 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林）</p> <p>土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や、地形や地質、土壌等の特性から山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林であり、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防止を図る必要のある森林の区域とします。</p> <p><b>【4は以下略】</b></p> <p>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項</p> <p>(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方</p> <p>林道等路網については、次の表に示す「林道」、「林業専用道」及び「森林作業道」からなるものとします。</p> <p>また、林道等路網の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に森林施業や木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進することとします。</p> <p>その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しつつ、林道等路網を適切に組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。</p> <p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p><b>【略】</b></p> <p>(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針</p> <p>ア 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等</p> <p>森林所有者が共同で施業を進めていくことが可能な地域にあっては、市町村、森林組合等による地域協議会の開催、普及啓発活動の強化等を通じて、森林施業を共同で行うための森林所有者間の合意形成に努めるものとします。</p> <p>イ 地域の発想に基づく森林づくりの促進</p> <p>森林施業共同化の促進のため、地域の発想に基づき森林組合等が提案する、市町村の地域づくりの方針に即した森林づくりを推進することとします。</p> <p>また、地域の合意のもとに企業や市民活動団体など多様な主体の森林づくりへの参画を促進することとします。</p> <p>ウ 森林組合等による森林の経営受委託等の促進</p> <p>森林所有者が共同で施業を進めていくことが難しい地域等においては、施業の集約化を図るため、森林組合等林業事業者が森林経営の受委託をして施業を進めていくこととします。その促進のため、森林クラウド等のICT技術を活用し、森林経営の受委託に必要な森林資源情報を提供することで、面的な集約化を促進します。また、市町村と連携して、普及啓発活動等による森林所有者への働きかけを行い、意欲ある森林組合等の林業事業者への委託を促進するものとします。</p>	<p>① 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林）</p> <p>土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や、地形や地質、土壌等の特性から山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林であり、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防止を図る必要のある森林の区域とします。</p> <p><b>【4は以下略】</b></p> <p>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項</p> <p>(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方</p> <p>林道等路網については、次の表に示す「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」からなるものとします。</p> <p>また、林道等路網の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に森林施業や木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進することとします。</p> <p>その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しつつ、林道等路網を適切に組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。</p> <p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p><b>【略】</b></p> <p>(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針</p> <p>ア 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等</p> <p>森林所有者が共同で施業を進めていくことが可能な地域にあっては、市町村、森林組合等による地域協議会の開催、普及啓発活動の強化等を通じて、森林施業を共同で行うための森林所有者間の合意形成に努めるものとします。</p> <p>イ 地域の発想に基づく森林づくりの促進</p> <p>森林施業共同化の促進のため、地域の発想に基づき森林組合等が提案する、市町村の地域づくりの方針に即した森林づくりを推進することとします。</p> <p>また、地域の合意のもとに企業や民間団体など多様な主体の森林づくりへの参画を促進することとします。</p> <p>ウ 森林組合等による森林の経営受委託等の促進</p> <p>森林所有者が共同で施業を進めていくことが難しい地域等においては、施業の集約化を図るため、森林組合等林業事業者が森林経営の受委託をして施業を進めていくこととします。その促進のため、普及啓発活動等による森林所有者への働き掛けや森林経営の受委託に必要な森林情報の提供を市町村と連携して行い、意欲ある森林組合等の林業事業者への委託を促進するものとします。</p>

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>さらに、小規模森林所有者及び不在村森林所有者が多い地域等にあつては、市町村や林業事業者等と連携の上、当該所有者に対する連絡調整や普及啓発活動を強化し、適正な森林経営の受委託を促進するものとします。この際、間伐等の計画的な森林施業に欠かせない境界の確認や整備等に必要な地域活動の促進に努めるものとします。</p> <p>(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針</p> <p>ア 森林所有者等による森林経営管理 <b>【略】</b></p> <p>イ 森林経営管理制度の活用</p> <p>市町村は、森林経営管理法第3条第2項において、経営管理の円滑化のため同法に基づく措置を講ずるよう努める旨定められています。</p> <p>このことを踏まえ、アの森林所有者等による森林経営管理を実行することが困難な場合であつて、多様で健全な森林への誘導等による公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の促進のため、<u>当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認められる</u>場合は、森林経営管理制度の活用を図り、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、更に森林の状況等に応じて意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託する取組を推進することとします。</p> <p>なお、林業経営者への経営管理の再委託に当たっては、アと同様、効率的な経営管理が可能な区域ごとに、同一の担い手が一括して経営管理を担うよう配慮することとします。</p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>ア 林業事業者の体質強化 <b>【略】</b></p> <p>イ 林業従事者の養成・確保 <b>【略】</b></p> <p>これに併せて、千葉県林業サービスセンターにおいては、高性能林業機械等を用いた低コスト作業システム研修による現場作業の効率化や安全衛生教育を通じた労働安全衛生対策の強化を図るとともに、林業機械のほか各種資格取得の研修等により、林業技術の向上と新たな林業技術者の養成に努めることとします。</p> <p><u>また、森林組合や林業事業者等が、森林整備等に参入していない地域においては、地域の実態に応じて、担い手の新規参入の促進に取り組みます。</u></p> <p>ウ 林業後継者等の育成</p> <p>林家の<b>後継者</b>や新規就業者が林業への関心を持ち、林業に就業し得る環境を醸成するとともに、林業研究グループなど若手林業後継者の活動を育成・支援し、林業後継者の育成を図ることとします。</p> <p>エ 多様な担い手の育成 <b>【略】</b></p> <p>(4) 作業システムの高度化に資する高性能林業機械の導入の促進に関する方針</p>	<p>さらに、小規模森林所有者及び不在村森林所有者が多い地域等にあつては、市町村や林業事業者等と連携の上、当該所有者に対する連絡調整や普及啓発活動を強化し、適正な森林経営の受委託<b>に向けて努めるものとします</b>。この際、間伐等の計画的な森林施業に欠かせない境界の確認や整備等に必要な地域活動の促進に努めるものとします。</p> <p>(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針</p> <p>ア 森林所有者等による森林経営管理 <b>【略】</b></p> <p>イ 森林経営管理制度の活用</p> <p>市町村は、森林経営管理法第3条第2項において、経営管理の円滑化のため同法に基づく措置を講ずるよう努める旨定められています。</p> <p>このことを踏まえ、アの森林所有者等による森林経営管理を実行することが困難な場合であつて、多様で健全な森林への誘導等による公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の促進のため、<u>地域の森林を団地化し一括して経営管理を行う必要がある</u>場合は、森林経営管理制度の活用を図り、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、更に森林の状況等に応じて意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託する取組を推進することとします。</p> <p>なお、林業経営者への経営管理の再委託に当たっては、アと同様、効率的な経営管理が可能な区域ごとに、同一の担い手が一括して経営管理を担うよう配慮することとします。</p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>ア 林業事業者の体質強化 <b>【略】</b></p> <p>イ 林業従事者の養成・確保 <b>【略】</b></p> <p>これに併せて、千葉県林業サービスセンターにおいては、高性能林業機械等を用いた低コスト作業システム研修による現場作業の効率化や安全衛生教育を通じた労働安全衛生対策の強化を図るとともに、林業機械のほか各種資格取得の研修等により、林業技術の向上と新たな林業技術者の養成に努めることとします。</p> <p>ウ 林業後継者等の育成</p> <p>林家の<b>子弟等の自伐林家</b>や新規就業者が林業への関心を持ち、林業に就業し得る環境を醸成するとともに、林業研究グループなど若手林業後継者の活動を育成・支援し、林業後継者の育成を図ることとします。</p> <p>エ 多様な担い手の育成 <b>【略】</b></p> <p>(4) 作業システムの高度化に資する高性能林業機械の導入の促進に関する方針</p>

新旧対照表 (千葉県南部地域森林計画)

令和6年度樹立案							令和元年度樹立						
ア 高性能林業機械の導入促進 <b>【略】</b>							ア 高性能林業機械の導入促進 <b>【略】</b>						
イ 機械作業システムの目標							イ 機械作業システムの目標						
地形、路網密度等地域の特性に応じた機械作業システムの目標は、次のとおりとします。							地形、路網密度等地域の特性に応じた機械作業システムの目標は、次のとおりとします。						
傾斜	作業システム	路網密度	伐木	造材	集材	運材	傾斜	作業システム	路網密度	伐木	造材	集材	運材
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	110m/ha 以上	チェンソー ハーベスタ	プロセッサ	グラップル /ウインチ	フォワーダ /トラック	緩傾斜地 (0~15°)	車両系	100m/ha 以上	チェンソー ハーベスタ	プロセッサ	グラップル /ウインチ	フォワーダ /トラック
中傾斜地 (15~30°)	車両系	85m/ha 以上	チェンソー ハーベスタ	プロセッサ	グラップル /ウインチ	フォワーダ /トラック	中傾斜地 (15~30°)	車両系	75m/ha 以上	チェンソー ハーベスタ	プロセッサ	グラップル /ウインチ	フォワーダ /トラック
	架線系	25m/ha 以上	チェンソー	プロセッサ	タワーヤーダ /スイングヤーダ	トラック		架線系	25m/ha ~75m/ha	チェンソー	プロセッサ	タワーヤーダ /スイングヤーダ	トラック
急傾斜地 (30~35°)	車両系	60<50>m/ha 以上	チェンソー	プロセッサ	グラップル /ウインチ	フォワーダ /トラック	急傾斜地 (30~35°)	車両系	60m/ha 以上	チェンソー	プロセッサ	グラップル /ウインチ	フォワーダ /トラック
	架線系	20<15>m/ha 以上	チェンソー	プロセッサ	タワーヤーダ /スイングヤーダ	トラック		架線系	20m/ha 以上	チェンソー	プロセッサ	タワーヤーダ /スイングヤーダ	トラック
急峻地 (35° ~)	架線系	5m/ha 以上	チェンソー	プロセッサ	タワーヤーダ	トラック	急峻地 (35° ~)	架線系	5m/ha 以上	チェンソー	プロセッサ	タワーヤーダ	トラック
注：「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度							注：「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度						
(5) 林産物の利用促進及びそのための施設の整備に関する事項							(5) 林産物の利用促進及びそのための施設の整備に関する事項						
<p>持続可能な森林資源の循環利用を図るためには、「Ⅲの第3の6の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」により森林施業の合理化を進めるとともに、生産された木材の流通・加工体制の整備等を行い、<b>木材の適切な</b>利用促進を図っていく必要があります。そのため、計画的でコストの削減を目指した「<b>伐って・使って・植える(育てる)</b>」木材生産を<b>促進するとともに</b>、供給者と需要者との協定等により<b>安定的な</b>受給体制の整備に努めるものとします。</p> <p>今後、森林整備により供給される木材の利用を推進するため、木造住宅等への安定した供給体制の整備、建築物等における木材利用体制の整備、木質バイオマスの<b>有効活用</b>等を目指します。また、新規用途開発された木質部材や木材製品の普及、広葉樹を含む多様な樹種の活用等による新たな県産木材の需要拡大に努めます。併せて、<b>東日本大震災による影響</b>で供給が減少したしいたけ原木の<b>不足</b>を補うため、供給体制の整備を目指すこととします。</p> <p>ア 供給者と需要者との協定による木材の安定供給</p> <p><b>木材の需給に関する情報を共有し、安定的な供給・調達に向けた取組を支援するとともに、木材価格の透明化を図ることで、伐採跡地の再造林等が可能となる適正な価格形成を促進します。また、ちばの木認証制度等により合法性等が証明された木材の需給体制の整備</b>を目指します。</p> <p>供給材は、持続可能な森林経営が営まれている森林で、適法な手続きにより生産されていることが証明された地域材であることを基本として、製材・乾燥等も含め品質が確保された材として提供できるよう努めるものとします。ま</p>							<p>持続可能な森林資源の循環を図っていくためには、「Ⅲの第3の6の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」により森林施業の合理化を進めて<b>いきますが、併せて</b>、生産された木材の流通・加工体制の整備等を行い、<b>適切な木材の</b>利用促進を図っていく必要があります。そのため<b>に</b>計画的でコストの削減を目指した木材生産を<b>推進し</b>、供給者と需要者との協定等により<b>安定した</b>受給体制の整備に努めるものとします。</p> <p>今後、森林整備により供給される木材の利用を推進するため、木造住宅等への安定した供給体制の整備、<b>公共建築物等</b>における木材利用体制の整備、木質バイオマスの<b>利用拡大</b>等を目指します。また、新規用途開発された木質部材や木材製品の普及、広葉樹を含む多様な樹種の活用等による新たな県産木材の需要拡大に努めます。併せて、<b>放射性物質で汚染さ</b>れ供給が減少した<b>県外からの</b>しいたけ原木を補うため、<b>県内での</b>供給体制の整備を目指すこととします。</p> <p>ア 供給者と需要者との協定による木材の安定供給</p> <p><b>需要者のニーズに即した品質の木材製品を安定的に低コストで供給できること</b>を目指します。</p> <p>供給材は、持続可能な森林経営が営まれている森林で、適法な手続きにより生産されていることが証明された地域材であることを基本として、製材・乾燥等も含め品質が確保された材として提供できるよう努めるものとします。また関係事業者等の連携体制の構築<b>について、</b>促進に努めるものとします。</p>						

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>た関係事業者等の連携体制の構築促進に努めるものとします。</p> <p>イ 建築物等における木材利用体制の整備</p> <p>「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律36号）に基づき策定した県方針により、「県産木材利用推進庁内連絡会議」等を活用して、建築物への地域材の供給等に関する調整、情報提供、設計技術者への支援等、木材利用体制の整備を図り、建築物における木材利用を推進します。さらに、備品、消耗品、公共土木工事における木材利用についても併せて推進します。</p> <p>また、市町村における建築物等への木材利用を促進するために市町村方針の策定を働きかけるものとします。</p> <p><b>【ウ～エは略】</b></p> <p>オ 認証木材の利用推進</p> <p>一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）等による認証木材の利用を促進します。また、適正な生産活動を経て産出された県産木材であることを証明する仕組みである「ちばの木認証制度」を推進していくこととし、合法木材の明確化と、森林経営計画を策定した森林などの持続可能な経営を行っている森林から産出された材であることも併せて明確にし、消費者ニーズに呼応した木材の供給体制の構築に繋げていくこととします。</p> <p><u>さらに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。</u></p> <p>カ しいたけ原木の供給体制の整備</p> <p>本県のしいたけ原木は、県内のコナラやクヌギを生産者が直接、伐採して利用する原木と、主に東北地方等からの購入原木が大部分を占めていましたが、東日本大震災が発生し、原木に放射性物質が付着するなどの影響を受けました。その結果、本県を含む17都県の一部地域において、原木の使用が難しくなったため、西日本等の影響の無い地域からの原木調達を促進することで、原木供給の安定化を図ります。</p> <p><u>また、安定的な特用林産物の生産に向け、迅速な検査及び検査結果の公表に努め、さらに出荷制限・自粛の解除に向けた検査や放射性物質低減対策の実施等に取り組みます。</u></p> <p>(6) その他必要な事項 <b>【略】</b></p> <p><b>第4 森林の保全に関する事項</b></p> <p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項</p> <p>森林の土地の保全については、Ⅲの第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林整備及び保全に関する基本的事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとします。</p>	<p>イ 建築物等における木材利用体制の整備</p> <p>「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律36号）に基づき策定した県方針により、「県産木材利用推進庁内連絡会議」等を活用して、建築物への地域材の供給等に関する調整、情報提供、設計技術者への支援等、木材利用体制の整備を図り、建築物における木材利用を推進します。さらに、備品、消耗品、公共土木工事における木材利用についても併せて推進します。</p> <p>また、市町村における建築物等への木材利用を促進するために市町村方針の策定を働きかけるものとします。</p> <p><b>【ウ～エは略】</b></p> <p>オ 認証木材の利用推進</p> <p>一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）等による認証木材の利用を促進します。また、適正な生産活動を経て産出された県産木材であることを証明する仕組みである「ちばの木認証制度」を推進していくこととし、合法木材の明確化と、森林経営計画を策定した森林などの持続可能な経営を行っている森林から産出された材であることも併せて明確にし、消費者ニーズに呼応した木材の供給体制の構築に繋げていくこととします。</p> <p><b>【新規】</b></p> <p>カ しいたけ原木の供給体制の整備</p> <p>本県のしいたけ原木は、県内のコナラやクヌギを生産者が直接、伐採して利用する原木と、主に東北地方等からの購入原木が大部分を占めていましたが、東日本大震災が発生し、原木に放射性物質が付着するなどの影響を受けた結果、本県を含む17都県において、原木の使用が難しくなり、原木の供給量が全国的にひっ迫している状況にあることから、しいたけ生産に適した安全な原木の確保が難しくなっています。</p> <p><u>このため、本計画区のうち放射性物質による影響が軽微であった地域のコナラ・クヌギ林等をしいたけ原木林として利用するための整備を促進していきます。</u></p> <p><u>また、房総半島南部に多いマテバシイを利用したしいたけ栽培も実施されており、今後、これも併せたしいたけ原木の供給体制の整備に努めるものとします。</u></p> <p>(6) その他必要な事項 <b>【略】</b></p> <p><b>第4 森林の保全に関する事項</b></p> <p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項</p> <p>森林の土地の保全については、Ⅲの第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林整備及び保全に関する基本的事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとします。</p>

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>なお、土地の形質変更に当たっては、良好な地域環境の整備を推進する観点に立って、地域住民等の意見等を収集した上で、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、事業者に確実な緑化を実施させることにより、森林の持つ公益的機能の早期回復と維持に努めることとします。</p> <p>また、土石等の切土、盛土<u>その他の土地の形質の変更</u>を行う場合は、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。</p> <p>さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境保全に支障を来たすことのないよう、現地の状況に応じ、法面の緑化、擁壁等の防災施設及び調節池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずるものとします。</p> <p><u>なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など林地開発許可審査基準に基づき適正に審査を行うこととします。</u></p> <p><u>加えて、盛土等に伴う災害を防止することを目的とした宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)をはじめ、関係法令等の遵守を指導することとします。</u></p> <p><b>【1は以下略】</b></p> <p>2 保安施設に関する事項</p> <p><b>【(1)～(2)は略】</b></p> <p>(3) 治山事業の実施に関する方針</p> <p>県民の安全・安心の確保を図る観点から、豪雨、強風、地震、津波等の災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方を持って、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地や海岸県有保安林等を対象として、山腹工、溪間工等の治山施設の整備、海岸県有保安林の整備、植栽や本数調整伐等の保安林の整備を計画的に推進します。</p> <p>この際、土砂災害防備等の機能の十分な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等の規制措置と治山事業実施の一体的な運用に努めます。</p> <p>特に、台風等に伴う豪雨、強風による土砂崩壊や倒木の被害地では、被害の拡大や土砂及び倒木の流出の<u>おそれ</u>があるため、現地の状況を十分に把握するとともに、必要に応じて治山施設整備を実施します。</p> <p>また、海岸県有保安林については、<u>津波に対する減災効果をより高める整備を含め、松くい虫の被害に対し抵抗性のあるクロマツや広葉樹を植栽することにより津波など自然災害に強い海岸県有保安林の再生・整備に努めます。</u></p> <p><b>【2は以下略】</b></p> <p>3 鳥獣害の防止に関する事項</p> <p>(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 <b>【略】</b></p>	<p>なお、土地の形質変更に当たっては、良好な地域環境の整備を推進する観点に立って、地域住民等の意見等を収集した上で、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、事業者に確実な緑化を実施させることにより、森林の持つ公益的機能の早期回復と維持に努めることとします。</p> <p>また、土石等の切土、盛土<u>その他の土地の形質の変更</u>を行う場合は、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。</p> <p>さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境保全に支障を来たすことのないよう、現地の状況に応じ、法面の緑化、擁壁等の防災施設及び調節池等の設置<u>並びに</u>環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずるものとします。</p> <p><b>【新規】</b></p> <p><b>【1は以下略】</b></p> <p>2 保安施設に関する事項</p> <p><b>【(1)～(2)は略】</b></p> <p>(3) 治山事業の実施に関する方針</p> <p>県民の安全・安心の確保を図る観点から、豪雨、強風、地震、津波等の災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方を持って、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地や海岸県有保安林等を対象として、山腹工、溪間工等の治山施設の整備、海岸県有保安林の整備、植栽や本数調整伐等の保安林の整備を計画的に推進します。</p> <p>この際、土砂災害防備等の機能の十分な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等の規制措置と治山事業実施の一体的な運用に努めます。</p> <p>特に、台風等に伴う豪雨、強風による土砂崩壊や倒木の被害地では、被害の拡大や土砂及び倒木の流出の<u>恐れ</u>があるため、現地の状況を十分に把握するとともに、必要に応じて治山施設整備を実施します。</p> <p>また、海岸県有保安林については、<u>松くい虫被害や一部が過湿による疎林化が見られていることに加え、東日本大震災に伴う津波による九十九里浜の被害状況から、津波に対する減災効果をより高める整備を含め、海岸県有保安林の再生・整備に努めます。</u></p> <p><b>【2は以下略】</b></p> <p>3 鳥獣害の防止に関する事項</p> <p>(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 <b>【略】</b></p>

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案				令和元年度樹立			
<p>(2) <u>イノシシなどによる農作物等被害対策の方針</u></p> <p><u>イノシシなどの野生鳥獣による農作物等被害を軽減するため、千葉県鳥獣保護管理事業計画や千葉県第二種特定鳥獣管理計画及びこれらに基づく野生鳥獣の生息数や被害のモニタリング調査等を踏まえて、千葉県野生鳥獣対策本部の取組との連携を図ります。野生鳥獣の生息環境管理に考慮した被害防止対策としては、農地等との緩衝帯になる林縁部の森林整備や放置竹林対策などを適切に実施します。</u></p>				<p><b>[新規]</b></p>			
<p>(3) その他必要な事項</p> <p>鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認に当たっては、各種会議の場等を通じて鳥獣害の情報を地域で共有するとともに、必要に応じて森林経営計画認定森林所有者等から報告や現地の状況の分かる写真の提出を求める等、日頃から状況の把握に努めることとします。</p>				<p>(2) その他必要な事項</p> <p>鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認に当たっては、各種会議の場等を通じて鳥獣害の情報を地域で共有するとともに、必要に応じて森林経営計画認定森林所有者等から報告や現地の状況の分かる写真の提出を求める等、日頃から状況の把握に努めることとします。</p>			
<p>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項</p>				<p>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項</p>			
<p>(1) 森林病虫害等の被害対策の方針</p> <p>松くい虫、非赤枯性溝腐病、スギカミキリ、ナラ枯れ等の被害の未然防止、早期発見及び駆除等に努めるものとし、<b>国有林とも連携した取組によって</b>、森林の多面的機能の維持増進に資することとします。</p> <p>特に、海岸保安林の松くい虫の被害については、近年被害量は<b>横ばい</b>の傾向にあるものの、収束には至っていないことから、<b>館山市平砂浦を中心に</b>重点的な被害対策による海岸保安林の再生を図ることとし、保安林の保全に努めるものとします。</p>				<p>(1) 森林病虫害等の被害対策の方針</p> <p>松くい虫、非赤枯性溝腐病、スギカミキリ、ナラ枯れ等の被害の未然防止、早期発見及び駆除等に努めるものとし、森林の多面的機能の維持増進に資することとします。</p> <p>特に、海岸保安林の松くい虫の被害については、近年被害量は<b>減少</b>傾向にあるものの、収束には至っていないことから、重点的な被害対策による海岸保安林の再生を図ることとし、保安林の保全に努めるものとします。</p>			
<p>ア 松くい虫の被害対策</p>				<p>ア 松くい虫の被害対策</p>			
<p>(7) 松くい虫の被害対策の方針</p>				<p>(7) 松くい虫の被害対策の方針</p>			
<p><b>【略】</b></p> <p>森林病虫害等防除法に基づく高度公益機能松林等の市町村別面積</p>				<p><b>【略】</b></p> <p>森林病虫害等防除法に基づく高度公益機能松林等の市町村別面積</p>			
区分	森林の所在地		面積 (単位:ha)	区分	森林の所在地		面積 (単位:ha)
	市町村	区域			市町村	区域	
高度公益機能森林	いすみ市	1-い〜ほ、30-へ	22	いすみ市	1-い〜ほ、30-へ		22
	御宿町	2-ち	5	御宿町	2-ち		5
	館山市	4-と、25-ろ、26-い〜ろ、26-に〜ち	107	館山市	4-と、25-ろ、26-い〜ろ、26-に〜ち		107
	鴨川市	1-ろ〜ほ、124-ぬ	20	鴨川市	1-ろ〜ほ、124-ぬ		20
	南房総市	(旧和田町) 1-ち、9-に、10-へ、30-ろ〜ほ (旧千倉町) 37-い、37-は (旧白浜町) 3-い (旧丸山町) 1-い〜ろ (旧富山町) 1-い	67	南房総市	(旧和田町) 1-ち、9-に、10-へ、30-ろ〜ほ (旧千倉町) 37-い、37-は (旧白浜町) 3-い (旧丸山町) 1-い〜ろ (旧富山町) 1-い		67
	鋸南町	3-い、28-ち、30-い、52-い	2	鋸南町	3-い、28-ち、30-い		2
	木更津市	1-い	2	木更津市	1-い		2
	富津市	1-い〜は、2-ろ〜に	103	富津市	1-い〜は、2-ろ〜に		103

新旧対照表（千葉南部地域森林計画）

令和6年度樹立案	令和元年度樹立
<p>(イ) 松林区分ごとの被害対策の方針 <b>【略】</b></p> <p>イ 非赤枯性溝腐病の被害対策                  サンプスギは、木材としての良好な形質等から本県に広く植栽されていますが、非赤枯性溝腐病の被害を受けており、森林の持つ多面的機能が著しく低下している森林が多い状況にあります。                  このため、同被害森林については、道路沿い等の緊急性の高い箇所を中心に皆伐による更新を積極的に推進することとし、被害木の伐倒整理、林外搬出、伐採跡地への植栽のほか、被害材利用のための運搬及び加工まで一貫した施業を実施し、低下している<b>多面的</b>機能の回復を図るものとします。                  なお、被害が軽微なサンプスギ林においても、枝打ちや間伐等の施業を適切に実施することで、被害の拡大の防止に努めるものとします。</p> <p>ウ スギカミキリによる被害対策 <b>【略】</b></p> <p>エ ナラ枯れ被害対策 <b>【略】</b></p> <p>(2) 鳥獣による森林被害対策の方針（3に<b>掲</b>げる事項を除く。）                  野生鳥獣による諸被害の防止を図るため、被害の早期発見に努め、被害状況・地形等現地の状況に応じて、適切な被害防止対策を講ずるものとします。                  また、千葉県鳥獣保護管理事業計画や千葉県第二種特定鳥獣管理計画及びこれらに基づく野生鳥獣の生息数や被害のモニタリング調査等を踏まえて、千葉県野生鳥獣対策本部の取組との連携を図り、人工林の長伐期化、伐採面積の細分化や複層林・混交林化及び林縁・竹林整備などの方法により、野生鳥獣の生息環境整備を考慮した被害防止対策を適時適切に実施します。</p> <p>(3) 林野火災の予防の方針 <b>【略】</b></p> <p>(4) その他必要な事項 <b>【略】</b></p> <p><b>第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>  <b>【略】</b></p> <p>2 その他保健機能森林の整備に関する事項</p> <p>(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針                  保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、計画施設の設置に伴う森林の有する水源涵(かん)養、県土保全等の公益的機能の低下を補完するため、自然環境の保全その他の森林の持つ諸機能の保全に配慮</p>	<p>(イ) 松林区分ごとの被害対策の方針 <b>【略】</b></p> <p>イ 非赤枯性溝腐病の被害対策                  サンプスギは、木材としての良好な形質等から本県に広く植栽されていますが、非赤枯性溝腐病の被害を受けており、森林の持つ多面的機能が著しく低下している森林が多い状況にあります。                  このため、同被害森林については、道路沿い等の緊急性の高い箇所を中心に皆伐による更新を積極的に推進することとし、被害木の伐倒整理、林外搬出、伐採跡地への植栽のほか、被害材利用のための運搬及び加工まで一貫した施業を実施し、低下している<b>森林</b>機能の回復を図るものとします。                  なお、被害が軽微なサンプスギ林においても、枝打ちや間伐等の施業を適切に実施することで、被害の拡大の防止に努めるものとします。</p> <p>ウ スギカミキリによる被害対策 <b>【略】</b></p> <p>エ ナラ枯れ被害対策 <b>【略】</b></p> <p>(2) 鳥獣による森林被害対策の方針（3に<b>掲</b>げる事項を除く。）                  野生鳥獣による諸被害の防止を図るため、被害の早期発見に努め、被害状況・地形等現地の状況に応じて、適切な被害防止対策を講ずるものとします。                  また、千葉県鳥獣保護管理事業計画や千葉県第二種特定鳥獣管理計画及びこれらに基づく野生鳥獣の生息数や被害のモニタリング調査等を踏まえて、千葉県野生鳥獣対策本部の取組との連携を図り、人工林の長伐期化、伐採面積の細分化や複層林・混交林化及び林縁・竹林整備などの方法により、野生鳥獣の生息環境整備を考慮した被害防止対策を適時適切に実施します。</p> <p>(3) 林野火災の予防の方針 <b>【略】</b></p> <p>(4) その他必要な事項 <b>【略】</b></p> <p><b>第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>  <b>【略】</b></p> <p>2 その他保健機能森林の整備に関する事項</p> <p>(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針                  保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、計画施設の設置に伴う森林の有する水源涵(かん)養、県土保全等の公益的機能の低下を補完するため、自然環境の保全その他の森林の持つ諸機能の保全に配慮</p>

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案										令和元年度樹立																																																																																																																					
<p>しつ、多様な樹種、林齢からなる森林に誘導することとします。 また、<u>林内の快適な利用のため</u>、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。</p> <p>(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針 <b>【略】</b> (3) その他必要な事項 <b>【略】</b></p> <p><b>第6 計画量等</b></p> <p>1 間伐立木材積その他の伐採立木材積</p> <p>森林資源の状況、森林整備及び保全の目標等を考慮し、計画期間における主伐及び間伐による伐採材積を次のとおり設定します。</p> <p style="text-align: right;">単位 材積：千m<sup>3</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">総数</th> <th colspan="3">主伐</th> <th colspan="3">間伐</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>総数</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>総数</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>578</td> <td>554</td> <td>24</td> <td>273</td> <td>249</td> <td>24</td> <td>305</td> <td>305</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前半5カ年の計画量</td> <td>289</td> <td>277</td> <td>12</td> <td>113</td> <td>101</td> <td>12</td> <td>176</td> <td>176</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 間伐面積</p> <p style="text-align: right;">単位 面積：ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>間伐面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>5,594</td> </tr> <tr> <td>前半5カ年の計画量</td> <td>3,252</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 人工造林及び天然更新別の造林面積</p> <p style="text-align: right;">単位 面積：ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人工造林</th> <th>天然更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>1,195</td> <td>372</td> </tr> <tr> <td>前半5カ年の計画量</td> <td>564</td> <td>184</td> </tr> </tbody> </table>										区分	総数			主伐			間伐			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	578	554	24	273	249	24	305	305	0	前半5カ年の計画量	289	277	12	113	101	12	176	176	0	区分	間伐面積	総数	5,594	前半5カ年の計画量	3,252	区分	人工造林	天然更新	総数	1,195	372	前半5カ年の計画量	564	184	<p>しつ、多様な樹種、林齢からなる森林に誘導することとします。 また、<u>利用者が快適に林内を散策できるよう</u>、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。</p> <p>(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針 <b>【略】</b> (3) その他必要な事項 <b>【略】</b></p> <p><b>第6 計画量等</b></p> <p>1 間伐立木材積その他の伐採立木材積</p> <p>森林資源の状況、森林整備及び保全の目標等を考慮し、計画期間における主伐及び間伐による伐採材積を次のとおり設定します。</p> <p style="text-align: right;">単位 材積：千m<sup>3</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">総数</th> <th colspan="3">主伐</th> <th colspan="3">間伐</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>総数</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>総数</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>604</td> <td>593</td> <td>11</td> <td>176</td> <td>165</td> <td>11</td> <td>428</td> <td>428</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前半5カ年の計画量</td> <td>301</td> <td>296</td> <td>5</td> <td>75</td> <td>70</td> <td>5</td> <td>226</td> <td>226</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 間伐面積</p> <p style="text-align: right;">単位 面積：ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>間伐面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>10,082</td> </tr> <tr> <td>前半5カ年の計画量</td> <td>5,331</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 人工造林及び天然更新別の造林面積</p> <p style="text-align: right;">単位 面積：ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人工造林</th> <th>天然更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>763</td> <td>343</td> </tr> <tr> <td>前半5カ年の計画量</td> <td>383</td> <td>162</td> </tr> </tbody> </table>										区分	総数			主伐			間伐			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	604	593	11	176	165	11	428	428	—	前半5カ年の計画量	301	296	5	75	70	5	226	226	—	区分	間伐面積	総数	10,082	前半5カ年の計画量	5,331	区分	人工造林	天然更新	総数	763	343	前半5カ年の計画量	383	162
区分	総数			主伐			間伐																																																																																																																								
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹																																																																																																																						
総数	578	554	24	273	249	24	305	305	0																																																																																																																						
前半5カ年の計画量	289	277	12	113	101	12	176	176	0																																																																																																																						
区分	間伐面積																																																																																																																														
総数	5,594																																																																																																																														
前半5カ年の計画量	3,252																																																																																																																														
区分	人工造林	天然更新																																																																																																																													
総数	1,195	372																																																																																																																													
前半5カ年の計画量	564	184																																																																																																																													
区分	総数			主伐			間伐																																																																																																																								
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹																																																																																																																						
総数	604	593	11	176	165	11	428	428	—																																																																																																																						
前半5カ年の計画量	301	296	5	75	70	5	226	226	—																																																																																																																						
区分	間伐面積																																																																																																																														
総数	10,082																																																																																																																														
前半5カ年の計画量	5,331																																																																																																																														
区分	人工造林	天然更新																																																																																																																													
総数	763	343																																																																																																																													
前半5カ年の計画量	383	162																																																																																																																													

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長: km 面積: ha

開設 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用区 域面積)	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	君津市	加勢線	0.2	116	○		
〃	〃	〃	〃	東山支線	1.5	26			
〃	〃	〃	〃	高岩支線	2.0	236			
〃	〃	〃	〃	旅名奥畑線	4.0	25			
〃	〃	〃	〃	松新割ヶ沢線	3.2	22			
〃	〃	〃	〃	鹿野山支線	1.5	228			
〃	〃	〃	〃	梨ノ木線	1.1	84			
〃	〃	〃	〃	高岩日笠線	1.1	40			
〃	〃	〃	〃	小仁田線	1.8	54			
〃	〃	〃	〃	浦田線	1.8	54			
〃	〃	〃	〃	川谷線	1.0	30			
〃	〃	〃	〃	船ヶ作線	1.2	42			
〃	〃	〃	〃	上郷台線	1.2	36			
〃	〃	〃	〃	旧奥畑線	1.0	34			
〃	〃	〃	〃	西日笠線	2.0	75			
〃	〃	〃	〃	苗青線	1.0	33			
〃	〃	〃	〃	三間線	1.8	99			
〃	〃	〃	〃	高岩線	0.8	311			改築
〃	〃	〃	〃	高岩山線	6.0	180			
小計				19 路線	34.2				
開設	自動車道	林道	富津市	志組線	0.3	463			
〃	〃	〃	〃	神徳高岩山線	3.3	280			
〃	〃	〃	〃	神徳高岩山支線	1.0	280			
〃	〃	〃	〃	保田見線	4.6	276			改築
〃	〃	〃	〃	鬼沼山支線	1.6	142			
〃	〃	〃	〃	東奥野線	0.8	142			
〃	〃	〃	〃	竹岡線	0.3	73			
〃	〃	〃	〃	志駒線	1.7	152			改築
〃	〃	〃	〃	小倉線	2.5	76			
〃	〃	〃	〃	宇藤木線	1.8	54			
小計				10 路線	17.9				
開設	自動車道	林業専用道	鴨川市	天津支線	1.0	100			
〃	〃	〃	〃	有ヶ谷線	2.4	100			
〃	〃	〃	〃	高山支線	0.9	39			
小計				3 路線	4.3				
開設	自動車道	林道	南房総市	堀之内線	1.2	79	○		
〃	〃	〃	〃	嶺岡線	1.1	85			改築
〃	〃	林業専用道	〃	大峯線	2.4	70			
〃	〃	〃	〃	北下線	0.9	50			
〃	〃	林道	〃	大貫線	1.2	36			改築
小計				5 路線	6.8				

令和元年度樹立案

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長: km 面積: ha

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用区域 面積)	前半5ヵ年の 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	君津市	加勢線	0.2	116	○		
〃	〃	〃	〃	東山支2号線	1.5	26			
〃	〃	〃	〃	高岩支2号線	2.0	236			
〃	〃	〃	〃	旅名奥畑線	4.0	25			
〃	〃	〃	〃	松新割ヶ沢線	3.2	22			
〃	〃	〃	〃	鹿野山支線	1.5	228			
〃	〃	〃	〃	梨ノ木線	1.1	84			
〃	〃	〃	〃	高岩日笠線	1.1	40			
〃	〃	〃	〃	小仁田2号線	1.8	54			
〃	〃	〃	〃	浦田線	1.8	54			
〃	〃	〃	〃	川谷線	1.0	30			
〃	〃	〃	〃	船ヶ作線	1.2	42			
〃	〃	〃	〃	上郷台線	1.2	36			
〃	〃	〃	〃	旧奥畑線	1.0	34			
〃	〃	〃	〃	西日笠線	2.0	75			
〃	〃	〃	〃	苗青線	1.0	33			
〃	〃	〃	〃	三間線	1.8	99			
〃	〃	〃	〃	高岩線	0.8	311			改築
〃	〃	〃	〃	高岩山線	6.0	180			
小計				19 路線	34.2				
開設	自動車道	林道	富津市	志組線	0.3	463			
〃	〃	〃	〃	神徳高岩山線	3.3	280			
〃	〃	〃	〃	神徳高岩山支線	1.0	280			
〃	〃	〃	〃	保田見線	4.6	276			改築
〃	〃	〃	〃	鬼沼山支線	1.6	142			
〃	〃	〃	〃	東奥野線	0.8	142			
〃	〃	〃	〃	竹岡線	0.3	73	○		
〃	〃	〃	〃	志駒線	1.7	152			改築
〃	〃	〃	〃	小倉線	2.5	76			
開設	自動車道	林道	富津市	宇藤木線	1.8	54			
小計				10 路線	17.9				
開設	自動車道	林業専用道	鴨川市	天津支線	1.0	100			
〃	〃	〃	〃	有ヶ谷線	2.4	100			
〃	〃	〃	〃	高山支線	0.9	39			
小計				3 路線	4.3				
開設	自動車道	林道	南房総市	堀之内線	1.2	79	○		
〃	〃	〃	〃	嶺岡線	1.1	85			改築
〃	〃	林業専用道	〃	大峯線	2.4	70			
〃	〃	〃	〃	北下線	0.9	50			
〃	〃	林道	〃	大貫線	1.2	36			改築
小計				5 路線	6.8				
開設	自動車道	林業専用道	勝浦市	三叉市野瀬線	2.6	80			

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案						
開設	自動車道	林業専用道	勝浦市 大多喜町	三又市野瀬線	2.6	80
小計				1路線	2.6	
開設	自動車道	林業専用道	いすみ市	長志線	2.5	288
〃	〃	〃	〃	山田長志線	2.5	170
小計				2路線	5.0	
開設	自動車道	林業専用道	御宿町	奥殿台線	0.8	30
小計				1路線	0.8	
開設	自動車道	林業専用道	大多喜町	野々塚線	1.1	20
〃	〃	〃	〃	横台線	1.8	50
小計				2路線	2.9	
開設	計			43路線	74.5	

令和元年度樹立						
		専用道	大多喜町			
小計				1路線	2.6	
開設	自動車道	林業専用道	いすみ市	長志線	2.5	288
〃	〃	〃	〃	山田長志線	2.5	170
小計				2路線	5.0	
開設	自動車道	林業専用道	御宿町	奥殿台線	0.8	30
小計				1路線	0.8	
開設	自動車道	林業専用道	大多喜町	野々塚線	1.1	20
〃	〃	〃	〃	横台線	1.8	50
小計				2路線	2.9	
開設計				43路線	74.5	

単位 延長：km 面積：ha

単位 延長：km 面積：ha

開設 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用区 域面積)	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	(改良)	林道	君津市	戸面蔵玉線	(0.1)1	178	〇		
〃	〃	〃	〃	高岩線	(0.5)5	311			
〃	〃	〃	〃	六本木線	(0.1)3	127			
〃	〃	〃	〃	高岩支線	(0.3)2	82			
〃	〃	〃	〃	洲ヶ沢線	(0.3)2	153			
〃	〃	〃	〃	洲ヶ沢奥米線	(0.2)2	303			
〃	〃	〃	〃	洲ヶ沢支線	(0.1)1	101			
〃	〃	〃	〃	片倉三石線	(0.1)3	195			
〃	〃	〃	〃	小仁田線	(0.1)2	62			
〃	〃	〃	〃	小原線	(0.1)1	60			
〃	〃	〃	〃	加勢線	(0.3)3	116			
〃	〃	〃	〃	糸川間野線	(0.1)2	234	〇		
〃	〃	〃	〃	香木原線	(0.1)2	97	〇		
小計					13路線	(2.4)29			
拡張	(改良)	林道	富津市	志組線	(0.3)3	472			
〃	〃	〃	〃	東奥野線	(0.2)2	142			
〃	〃	〃	〃	市之沢線	(0.1)1	107			
〃	〃	〃	〃	豊岡線	(0.3)3	197			
〃	〃	〃	〃	竹岡線	(0.8)8	73			
〃	〃	〃	富津市/鴨川市/君津市	横尾線	(0.1)1	182			
〃	〃	〃	富津市/錦持町	金谷元名線	(1.3)3	213			
小計					7路線	(3.1)21			
拡張	(改良)	林道	鴨川市/君津市	柚ノ木線	(0.3)3	138	〇		
〃	〃	〃	鴨川市	奥谷線	(0.3)3	360	〇		
〃	〃	〃	〃	浜袋線	(0.8)3	255	〇		
〃	〃	〃	〃	東袋倉線	(0.1)1	129			
〃	〃	〃	〃	天津線	(0.3)3	368	〇		
〃	〃	〃	〃	小倉松森線	(0.3)3	285	〇		

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用区域 面積)	前半6ヵ年の 計画箇所	対図番 号	備考
拡張	(改良)	林道	君津市	戸面蔵玉線	(0.1)1	178	〇		
〃	〃	〃	〃	高岩線	(0.5)5	311			
〃	〃	〃	〃	六本木線	(0.1)3	127			
〃	〃	〃	〃	高岩支線	(0.3)2	82			
〃	〃	〃	〃	洲ヶ沢線	(0.3)2	153			
〃	〃	〃	〃	洲ヶ沢奥米線	(0.2)2	303			
拡張	(改良)	林道	君津市	洲ヶ沢支線	(0.1)1	101			
〃	〃	〃	〃	片倉三石線	(0.1)3	195			
〃	〃	〃	〃	小仁田線	(0.1)2	62			
〃	〃	〃	〃	小原線	(0.1)1	60			
〃	〃	〃	〃	加勢線	(0.3)3	116			
〃	〃	〃	〃	香木原線	(0.1)2	97	〇		
小計					12路線	(2.3)27			
拡張	(改良)	林道	富津市	志組線	(0.3)3	472			
〃	〃	〃	〃	東奥野線	(0.2)2	142			
〃	〃	〃	〃	市之沢線	(0.1)1	107			
〃	〃	〃	〃	豊岡線	(0.3)3	197			
〃	〃	〃	〃	竹岡線	(0.8)8	73			
〃	〃	〃	富津市 鴨川市 君津市	横尾線	(0.1)1	182			
〃	〃	〃	富津市 錦持町	金谷元名線	(1.3)3	213			
小計					7路線	(3.1)21			
拡張	(改良)	林道	鴨川市 君津市	柚ノ木線	(0.3)3	138	〇		
〃	〃	〃	鴨川市	奥谷線	(0.3)3	360	〇		
〃	〃	〃	〃	浜袋線	(0.8)3	255	〇		
拡張	(改良)	林道	鴨川市	東袋倉線	(0.1)1	129			
〃	〃	〃	〃	天津線	(0.3)3	368	〇		
〃	〃	〃	〃	小倉松森線	(0.3)3	285	〇		
〃	〃	〃	〃	西嶺線	(0.1)1	109			
小計					7路線	(2.2)17			

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案						
〃	〃	〃	〃	西浦線	(0.1)1	109
小計				7路線	(2.2)17	
拡張	(改良)	林道	南房総市	畑塩井戸線	(0.1)1	55
〃	〃	〃	〃	増間線	(0.4)4	175
〃	〃	〃	〃	大沢線	(0.5)3	220
〃	〃	〃	〃	山倉線	(0.1)2	150
〃	〃	〃	〃	奥山仲尾沢線	(0.1)1	139
〃	〃	〃	〃	瀬岡線	(0.1)1	85
小計				6路線	(1.3)12	
拡張	(改良)	林道	大多喜町	泉水西部田線	(0.1)1	86
小計				1路線	(0.1)1	
(改良)計				34路線	(9.1)80	
拡張	(舗装)	林道	木更津市	鎌倉2号線	(0.3)1	12
小計				1路線	(0.3)1	
拡張	(舗装)	林道	君津市	小浜線	(0.9)4	60
〃	〃	〃	〃	旅名線	(0.6)3	33
〃	〃	〃	君津市/鴨川市	柚ノ木線	(3.2)7	138
〃	〃	〃	君津市/鴨川市/富津市	横尾線	(0.4)3	182
小計				4路線	(5.1)17	
拡張	(舗装)	林道	富津市	竹岡線	(0.5)3	73
〃	〃	〃	富津市/鯉神町	金谷元名線	(1.5)1	213
小計				2路線	(2.0)4	
拡張	(舗装)	林道	鴨川市	浜荻線	(2.0)5	255
〃	〃	〃	〃	東袋倉線	(0.6)2	129
〃	〃	〃	〃	西濱線	(1.5)3	109
〃	〃	〃	〃	広場線	(0.5)3	67
〃	〃	〃	〃	高山線	(0.3)3	96
小計				5路線	(4.9)16	
拡張	(舗装)	林道	南房総市	伊予ヶ岳線	(0.6)2	46
〃	〃	〃	〃	海老敷線	(1.0)1	104
〃	〃	〃	〃	畑塩井戸線	(1.0)3	55
〃	〃	〃	〃	増間線	(2.3)5	175
〃	〃	〃	〃	山倉線	(1.5)2	150
〃	〃	〃	〃	仲尾沢線	(0.8)1	112
〃	〃	〃	〃	平倉線	(1.1)3	67
小計				7路線	(8.3)17	
拡張	(舗装)	林道	大多喜町	大勝線	(1.2)1	79
小計				1路線	(1.2)1	
(舗装)計				20路線	(21.8)56	
拡張計				54路線	(30.9)136	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

令和元年度樹立						
拡張	(改良)	林道	南房総市	畑塩井戸線	(0.1)1	55
〃	〃	〃	〃	増間線	(0.4)4	175
〃	〃	〃	〃	大沢線	(0.5)3	220
〃	〃	〃	〃	山倉線	(0.1)2	150
〃	〃	〃	〃	奥山仲尾沢線	(0.1)1	139
				〃	(0.1)1	85
				小計	(1.3)12	
拡張	(改良)	林道	大多喜町	泉水西部田線	(0.1)1	86
				小計	(0.1)1	
(改良)計				33路線	(9.0)78	
拡張	(舗装)	林道	木更津市	鎌倉2号線	(0.3)1	12
				小計	(0.3)1	
〃	〃	〃	君津市	小浜線	(0.9)4	60
〃	〃	〃	〃	旅名線	(0.6)3	33
〃	〃	〃	君津市 鴨川市	柚ノ木線	(3.2)7	138
〃	〃	〃	君津市 鴨川市 富津市	横尾線	(0.4)3	182
				小計	(5.1)17	
拡張	(舗装)	林道	富津市	竹岡線	(0.5)3	73
〃	〃	〃	富津市 鯉神町	金谷元名線	(1.5)1	213
				小計	(2.0)4	
拡張	(舗装)	林道	鴨川市	浜荻線	(2.0)5	255
〃	〃	〃	〃	東袋倉線	(0.6)2	129
〃	〃	〃	〃	西濱線	(1.5)3	109
〃	〃	〃	〃	広場線	(0.5)3	67
〃	〃	〃	〃	高山線	(0.3)3	96
				小計	(4.9)16	
拡張	(舗装)	林道	南房総市	伊予ヶ岳線	(0.6)2	46
〃	〃	〃	〃	海老敷線	(1.0)1	104
〃	〃	〃	〃	畑塩井戸線	(1.0)3	55
〃	〃	〃	〃	増間線	(2.3)5	175
〃	〃	〃	〃	山倉線	(1.5)2	150
〃	〃	〃	〃	仲尾沢線	(0.8)1	112
〃	〃	〃	〃	平倉線	(1.1)3	67
				小計	(8.3)17	
拡張	(舗装)	林道	大多喜町	大勝線	(1.2)1	79
				小計	(1.2)1	
(舗装)計				20路線	(21.8)56	
拡張計				53路線	(30.8)134	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案						令和元年度樹立							
ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積						ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積							
単位 面積：ha						単位 面積：ha							
保安林の種類		面積	前半5カ年の計画面積		備考	保安林の種類		面積	前半5カ年の計画面積		備考		
総数(実面積)		10,199	10,013			総数(実面積)		10,062	9,964				
水源涵養のための保安林		8,375	8,195			水源涵養のための保安林		8,244	8,156				
災害防備のための保安林		1,934	1,928			災害防備のための保安林		1,928	1,918				
保健、風致の保存等のための保安林		2,979	2,979			保健、風致の保存等のための保安林		2,979	2,979				
※総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。						※総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。							
イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等						イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等							
単位面積：ha						単位面積：ha							
指定解除別	種類	流域	面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考	指定解除別	種類	流域	面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
指定	水源かん養	加茂川～養老川	270	144	水源の確保		指定	水源かん養	加茂川～養老川	144	56	水源の確保	
		計	270	144					計	144	56		
	災害防備	加茂川～養老川	20	17	国土の保全			災害防備	加茂川～養老川	15	5	国土の保全	
		利根川～夷隅川	2	1	〃				利根川～夷隅川	1	1	〃	
	計		22	18				計		16	6		
	保健風致等	加茂川～養老川	4	3	保健休養等			保健風致等	加茂川～養老川	3	3	保健休養等	
計		4	3			計	3		3				
合計		296	165			合計		163	65				
解除	該当なし						解除	該当なし					
ウ 計画期間内において、指定施業要件の整備を相当とする森林の面積						ウ 計画期間内において、指定施業要件の整備を相当とする森林の面積							
単位 面積：ha						単位 面積：ha							
種類	指定施業要件の整備区分					種類	指定施業要件の整備区分						
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積		伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積		
水源かん養	—	—	—	—	—	水源かん養	—	—	1,098	1,098	1,098		
災害防備	—	—	—	—	—	災害防備	—	—	10	1,249	10		
保健風致等	—	—	—	—	—	保健風致等	—	—	—	167	—		
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等						(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等							
該当なし						該当なし							
(3) 実施すべき治山事業の数量						(3) 実施すべき治山事業の数量							
ア 前期数量						ア 前期数量							

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案					令和元年度樹立				
森林の所在		治山事業 施行地区数	主な工種	備考	森林の所在		治山事業 施行地区数	主な工種	備考
市町村	区域				市町村	区域			
いすみ市	日在	1	保安林整備		いすみ市	日在	1	保安林整備	
いすみ市	岬町江場土	1	保安林整備		いすみ市	岬町江場土	1	保安林整備	
いすみ市	岬町和泉	1	保安林整備		いすみ市	岬町和泉	1	保安林整備	
鴨川市	天津	1	山腹工		大多喜町	葛藤	1	山腹工	
鴨川市	東町	1	山腹工		勝浦市	川津	1	山腹工	
鴨川市	西町	1	山腹工・溪間工		勝浦市	興津	1	山腹工	
鴨川市	来秀	1	山腹工		鴨川市	内浦	1	山腹工	
鴨川市	上小原	1	山腹工		鴨川市	天津	1	山腹工	
鴨川市	古畑	1	山腹工		鴨川市	東町	1	山腹工	
鴨川市	江見西真門	1	保安林整備		鴨川市	西町	1	山腹工・溪間工	
南房総市	富浦町大津	1	山腹工		鴨川市	来秀	1	山腹工	
南房総市	犬掛	1	山腹工		鴨川市	上小原	1	山腹工	
南房総市	上滝田	1	山腹工		鴨川市	大幡	1	山腹工	
南房総市	川谷	1	山腹工		鴨川市	古畑	1	山腹工	
南房総市	和田町柴	1	保安林整備		鴨川市	江見西真門	1	保安林整備	
南房総市	和田町上三原	1	保安林整備		南房総市	富浦町大津	1	山腹工	
南房総市	白子	1	保安林整備		南房総市	犬掛	1	山腹工	
鴨川市	川代	1	地すべり防止工		南房総市	上滝田	1	山腹工	
鴨川市	上小原	1	地すべり防止工		南房総市	川谷	1	山腹工	
鴨川市	平塚	1	地すべり防止工		南房総市	和田町柴	1	保安林整備	
鴨川市	西	1	地すべり防止工		南房総市	和田町上三原	1	保安林整備	
南房総市	川上	1	地すべり防止工		南房総市	和田町下三原	1	保安林整備	
南房総市	荒川	1	地すべり防止工		南房総市	白子	1	保安林整備	
南房総市	和田町上三原	1	地すべり防止工		館山市	犬石	1	防災林造成・保安林整備	
鋸南町	小保田	1	山腹工		館山市	布沼	1	防災林造成・保安林整備	
鋸南町	上佐久間	1	山腹工		鴨川市	川代	1	地すべり防止工	
木更津市	真里谷	1	溪間工		鴨川市	上小原	1	地すべり防止工	
君津市	鹿野山	1	山腹工		鴨川市	細野	1	地すべり防止工	
君津市	大戸見	1	山腹工		鴨川市	平塚	1	地すべり防止工	
君津市	糠田	1	山腹工		鴨川市	西	1	地すべり防止工	
富津市	竹岡	1	山腹工		南房総市	川上	1	地すべり防止工	
富津市	西下洲原	1	防災林造成・保安林整備		南房総市	荒川	1	地すべり防止工	
合計		32			南房総市	和田町上三原	1	地すべり防止工	
					南房総市	丸山平塚	1	地すべり防止工	
					鋸南町	小保田	1	山腹工	
					鋸南町	上佐久間	1	山腹工	
					袖ヶ浦市	長浦	1	保安林整備	
					木更津市	真里谷	1	溪間工	
					君津市	鹿野山	1	山腹工	
					君津市	大戸見	1	山腹工	
					君津市	西原	1	山腹工	
					君津市	糠田	1	山腹工	
					富津市	大坂	1	山腹工	
					富津市	豊岡	1	山腹工	
					富津市	竹岡	1	山腹工	
					富津市	西下洲原	1	防災林造成・保安林整備	
					合計		46		

新旧対照表 (千葉南部地域森林計画)

令和6年度樹立案

イ 後期数量		治山事業 施行地区数	主な工種	備考
森林の所在				
市町村	区域			
いすみ市	日在	1	保安林整備	
いすみ市	岬町江場土	1	保安林整備	
いすみ市	岬町和泉	1	保安林整備	
勝浦市	勝浦	1	山腹工	
勝浦市	興津	1	山腹工	
鴨川市	天津	1	山腹工	
鴨川市	東町	1	山腹工・保安林整備	
鴨川市	西町	1	山腹工・溪間工	
鴨川市	来秀	1	山腹工	
鴨川市	上小原	1	山腹工	
鴨川市	大幡	1	山腹工	
鴨川市	古畑	1	山腹工	
鴨川市	江見西真門	1	保安林整備	
南房総市	和田町花園	1	保安林整備	
南房総市	和田町上三原	1	保安林整備	
南房総市	和田町下三原	1	保安林整備	
南房総市	白子	1	保安林整備	
館山市	犬石	1	防災林造成・保安林整備	
館山市	坂井	1	防災林造成・保安林整備	
鴨川市	川代	1	地すべり防止工	
鴨川市	上小原	1	地すべり防止工	
鴨川市	富山	1	地すべり防止工	
鴨川市	平塚	1	地すべり防止工	
鴨川市	畑	1	地すべり防止工	
南房総市	井野	1	地すべり防止工	
南房総市	川上	1	地すべり防止工	
南房総市	和田町上三原	1	地すべり防止工	
南房総市	荒川	1	地すべり防止工	
君津市	折木沢	1	山腹工	
富津市	富津	1	防災林造成・保安林整備	
富津市	岩瀬	1	防災林造成	
富津市	小久保	1	保安林整備	
合計		32		

6 要整備森林の所在及び面積並びに必要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期  
該当なし

【以下、附録等データのため省略】

令和元年度樹立

イ 後期数量		治山事業 施行地区数	主な工種	備考
森林の所在				
市町村	区域			
いすみ市	日在	1	保安林整備	
いすみ市	岬町江場土	1	保安林整備	
いすみ市	岬町和泉	1	保安林整備	
勝浦市	勝浦	1	山腹工	
勝浦市	興津	1	山腹工	
鴨川市	内浦	1	山腹工	
鴨川市	天津	1	山腹工	
鴨川市	東町	1	山腹工・保安林整備	
鴨川市	西町	1	山腹工・溪間工	
鴨川市	来秀	1	山腹工	
鴨川市	上小原	1	山腹工	
鴨川市	大幡	1	山腹工	
鴨川市	古畑	1	山腹工	
鴨川市	江見西真門	1	保安林整備	
南房総市	和田町花園	1	保安林整備	
南房総市	和田町上三原	1	保安林整備	
南房総市	和田町下三原	1	保安林整備	
南房総市	白子	1	保安林整備	
館山市	犬石	1	防災林造成・保安林整備	
館山市	坂井	1	防災林造成・保安林整備	
鴨川市	川代	1	地すべり防止工	
鴨川市	上小原	1	地すべり防止工	
鴨川市	富山	1	地すべり防止工	
鴨川市	平塚	1	地すべり防止工	
鴨川市	畑	1	地すべり防止工	
南房総市	井野	1	地すべり防止工	
南房総市	川上	1	地すべり防止工	
南房総市	和田町上三原	1	地すべり防止工	
南房総市	荒川	1	地すべり防止工	
君津市	折木沢	1	山腹工	
富津市	富津	1	防災林造成・保安林整備	
富津市	岩瀬	1	防災林造成	
富津市	小久保	1	保安林整備	
合計		33		

6 要整備森林の所在及び面積並びに必要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期  
該当なし

【以下、附録等データのため省略】